

アメリカ民事訴訟法における 「自白の要求」の概観

見 島 俊 輝

目次

はじめに

第一章 自白の要求の手続的意義

第一節 現行規則

第二節 手続的意義

第三節 自白の要求の手続の変遷

第四節 自白の要求と他のディスカバリー手続との相違

小括

第二章 要件

第一節 自白の要求が認められる事項

第二節 自白の要求を行うことができる時点

第三節 形式的要件

小括

第三章 効果

第一節 連邦民事訴訟規則36条 (b) について

第二節 自白の要求に対する回答およびその効果

第三節 自白の要求に対する異議について

第四節 返答の充分性について

第五節 自白の要求の制裁的效果について

小括

おわりに

はじめに

現在、民事訴訟においては、迅速な裁判を実現するために集中審理が推進されているが、それは争点中心主義の集中審理方式の具体的な実践でもある。そこでは、争点・証拠の整理手続が重要な意味をもつことになり、その争点

整理のために、実際には自白が重要な機能を果たしている¹⁾。自白事実が非争点化されることから、自白事実ではない事実の確定作業が、争点の絞り込みに役立つことになるからである。

これまで日本では、自白に関する比較研究といえば、専らドイツ法を中心としたものであり、それは、日本民事訴訟法の母法がドイツ法であることから、一定の合理性があると考えられる。これに対して、本稿では、これまでほとんど比較研究の対象とされることがなかったアメリカ法における「自白の要求 (request for admission)」制度を考察の対象として取り上げ、日本の民事訴訟法に対して示唆を与えることを目的とする。

一般的にアメリカでは、連邦最高裁判所の *Hickman v. Taylor* の判決²⁾でも述べられている通り、「両当事者によって集められた関連性のある事実の全てを両当事者が相互に知ることは、適正な訴訟にとって本質的なものである」とされており、ディスクロージャー (disclosure) やディスカバリー (discovery) といった事実解明のための制度が用意されている。「自白の要求」制度は、ディスカバリー制度の一つとして、連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedure) 36条に規定されており、現在のアメリカの民事訴訟において真実の探求のために重要な役割を担っている。

本稿では、特に、「自白の要求」制度に焦点を当てて、その制度の意義や要件、効果について分析、検討する。

第一章 自白の要求の手続的意義

第一節 現行規則

アメリカにおける自白の要求は、連邦民事訴訟規則36条に規定されており、現行規則は以下の通りである。

1) 川嶋四郎『民事訴訟法』(日本評論社、2013年) 310-315頁。

2) *Hickman v. Taylor*, 329 U.S. 495, 507 (1947).

「連邦民事訴訟規則 第36条

(a) 範囲及び手続

- (1) 範囲 当事者は、係属中の訴訟のみを目的として、以下に関連する連邦民事訴訟規則26条 (b) (1) の範囲内の事項の真実について自白するよう要求する書面を、他の当事者に送達することができる：
 - (A) 事実、事実への法適用、又はそのどちらかに関する意見；そして
 - (B) 記載されている文書の真正性。
- (2) 形式；文書の写し 各事項は個別に述べなければならない。文書の真正性についての自白の要求は、その文書が既に提供されているか、閲覧及び複写のために利用できる状態にされていない限り、その文書の写しを添付しなければならない。
- (3) 回答期間；回答しない場合の影響 自白の要求を受けた当事者が、送達後30日以内に、要求側当事者に対し、自白を要求された事項に関して、当事者又はその代理人の署名のある書面による回答又は異議を送達しなければ、その事項は自白したものとされる。回答期間の短縮又は延長は、連邦民事訴訟規則29条によって定められるか、裁判所によって命ずることができる。
- (4) 回答 ある事項を自白できない場合、回答は、それを具体的に否認するか、又は、回答当事者がそれを誠実に自白若しくは否認することができない理由を詳細に述べなければならない。否認は、その事項の内容に公正に対応しなければならない。そして、信義誠実から、当事者が回答の限定又は事項の一部のみの否認を要求する場合は、回答は、自白する部分を特定し、残りを限定又は否

認するものでなければならない。回答当事者は、合理的な調査をしたこと、及び、知っている又は容易に入手できる情報が自白又は否認するのに充分ではないことを述べた場合に限って、自白又は否認しない理由として、知識又は情報の欠如を主張することができる。

- (5) 異議 自白の要求に異議を申し立てる場合、その理由を述べなければならない。当事者は、自白の要求をされている事項が、審理のための真正な争点を示しているという理由だけで異議を申し立てることはできない。
- (6) 回答又は異議の充分性に関する申立て 自白の要求をする当事者は、なされた回答又は異議が充分であるかどうかの判断を申し立てることができる。裁判所は、異議が正当であると判断しない限り、回答を送達するよう命じなければならない。回答が本条に準拠していないと判断した場合、裁判所は、当該事項を自白したとする決定、又は、修正した回答を送達するよう命じることができる。裁判所は、プレトリアル・カンファレンス又は審理前の特定の時期までその最終決定を延期することができる。連邦民事訴訟規則37条 (a)(5) は、費用の裁定に適用される。
- (b) 自白の効果；撤回又は修正 本条に基づき自白された事項は、裁判所が、申立てに基づき、その自白の撤回又は修正を許可しない限り、最終的に確定したものとされる。連邦民事訴訟規則16条 (e) に従い、裁判所は、訴訟の本案の審理を促進する場合、かつ、本案に関する訴訟の続行又は防御をする際に、自白の要求側当事者を害すると裁判所が説得されない場合、その撤回又は修正を許すことができる。本条に基づく自白は、他のいかなる目的のための

自白でもなく、他の手続で当事者に不利になるように使用することができない³⁾。』

第二節 手続的意義

自白の要求は、訴訟当事者が相手方に対し、紛争に関する主張の真実について自白するように要求する手段である⁴⁾。これを利用することによって、トライアルにおける争点を明確化、あるいは絞り込むことができ、最終的に審理の迅速化を図ることが可能となる。すなわち、訴訟において争われるべき事実は何かという判断を容易にし、それを判断することによって残る争点を絞り込むために、自白の要求が用いられるのである。またそれだけでなく、ある特定の争点について自白がなされた場合、訴訟当事者はその争点に関する調査の負担がなくなり、その争点を証明する証拠の提示にかかる費用も不要となるメリットがある。加えて、自白は訴訟当事者に現実的な審理のリスクを判断させ、和解を促進するという傾向がみられるので⁵⁾、裁判所の負担軽減の一助にもなりうる。

第三節 自白の要求の手続の変遷

連邦民事訴訟規則36条は、係争中の訴訟のみを目的として、自白の要求に記載されている文書の真正性を含む、連邦民事訴訟規則26条 (b)(1) の範囲内の事項の真実性について、当事者が他の当事者に対して、自白を要求することができる手続を定めている⁶⁾。この手続は、エクイティ（衡平法）規則58条や多くの州法に基づいていると考えられている⁷⁾。エクイティ規則58条には、「トライアルの10日前に送達された請求により、いずれの当事者も、

3) 連邦民事訴訟規則36条を参照。

4) Ted Finman, *The Request for Admissions in Federal Civil Procedure*, 71 Yale L.J. 371, 372 (1962).

5) Finman, *supra* note 4, at 376.

6) Charles Alan Wright=Arthur Raphael Miller=Richard L. Marcus, *Federal Practice and Procedure*, 519 (1994).

7) Wright=Miller=Marcus, *supra* note 6, at 519.

正当な例外を除き、文書、手紙、その他の書面の執行又は真正性を書面で自白するように、他方当事者に要求することができる。そして、そのような自白が上記送達後5日以内になされない場合は、トライアルにおいて拒否又は無視が合理的であると裁判所が認めた場合を除き、文書、手紙、又はその他の書面を証明するためにかかった費用は、自白を拒否又は無視した当事者が支払うものとする。」と規定されており、最初に採択された連邦民事訴訟規則36条の諮問委員会によると、類似の規則を示すものとして、英国の規則及びイリノイ州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、およびウィスコンシン州からの法律が引用されていることが分かる。

自白を要求できる範囲が広がっていること以外の特筆すべきエクイティ規則との差異としては、回答されない場合の結果が挙げられる。すなわち、エクイティ規則においては、要求された自白が合理的な理由が無く回答されなかった場合、文書等を証明するためにかかった費用について単に責任を課しているだけであるのに対し、現行規則においてはその事項の立証にかかった費用の支払が要求されるだけでなく（連邦民事訴訟規則37条 (c) (2)）、当該事項を自白したものとみなされるという違いがある。

1937年12月20日に採択され、翌年1938年9月16日に施行された連邦民事訴訟規則であるが、自白の要求について定めている連邦民事訴訟規則36条は1948年に最初の修正をむかえた。それは、自白の要求を送達することができる期間について当時既存であった証言録取及び質問書の規定と一致させるもののように、基本的には規則全体を通しての文言を整えるための修正だったが、連邦民事訴訟規則36条 (a) の最初の一行の文末にある“therein”という指示語が曖昧さを招いていたので、その部分が“in the request”と修正されたりもした。この修正によって、文書の真正性や文書に記載されている事実の真実性に限定されず、要求に組み込まれた事実に関連する事項の自白又は否認を要求することが可能であることが明確になった。

“therein” が指し示す事項の曖昧さについて争われた判例として代表的な

ものがある。その事案と判旨は以下の通りである。

[1] *Smyth v. Kaufman*⁸⁾

【事件の概要】

本判例は、宝飾店および質屋を営んでいる A 会社 (J. B. Koplik & Co.) の破産管財人である原告 X (Cornelius J. Smyth) が、被告 Y₁ (Bertram L. Kaufman) および Y₂ (I. Morton Brenner) に対して行った訴訟がもととなった控訴審である。

1937年1月2日、A 会社を債務者とする1年以内に支払わなくてはならない3700ドルの更新手形 (renewal note) が Beccie Baruch に発行された。

1937年8月7日、Beccie Baruch が亡くなり、彼女の遺言により、遺言執行状 (letters testamentary) が被告 Y₁ および Y₂ に発行された。

1938年1月3日、被告は、正当な通知の後、被相続人が所有していた手形の支払いを求めた。この手形は不渡りとなり、異議が申し立てられた。遺言執行者は、宝飾品市場が低迷しているため、A 会社の取引株式の競売が長い間行われておらず、資金繰りに苦労していることを聞かされた。被告は、A 会社に「資金調達のためにかなりの数の新しい取引をこなしている」と保証されたものの、ニューヨークの最高裁判所でこの手形をめぐる裁判を開始した。この訴訟で A 会社による回答が提出されなかったため、1938年2月10日、被告である執行者たちに不履行による判決が下された。

1938年2月8日、州裁判所の訴訟で A 会社が回答する期限が切れた後、当事者間で和解と訴訟中止の合意が成立した。この合意に基づき、1938年2月8日付の723.76ドルの小切手1枚と1938年2月15日付の500ドルの小切手が A 会社から執行者に交付された。1938年2月25日、3月7日、3月17日、3月28日、4月6日を支払期日とする各500ドルの手形5枚は、A 会社が執行し、同社の役員が裏書を行い、これも執行者に引き渡された。この契約は、小切手のいずれかが支払われなかった場合、または手形が執行されず引き渡

8) *Smyth v. Kaufman*, 114 F.2d 40 (2d Cir. 1940).

されなかった場合には、無効となり、その時点での支払額で判決を下すことができることになっていた。

最初の小切手723.76ドルは銀行に提出されたが、資金不足のため返却された。その後、A会社は家主 (landlord) である Eversley Childs から約500ドルを借り、これと他の資金で、遺言執行者の弁護士の事務所で小切手を支払った。2枚目の小切手の支払い期限前日の2月14日、A会社は遺言執行者の弁護士に、銀行には小切手を支払うだけの資金がないが、「もし小切手をChilds氏の事務所に送ってくれば、Childs氏が500ドルを渡してくれるだろう」と伝えた。この2枚目の小切手は、1938年2月15日にChilds氏の事務所で支払われた。

1938年3月2日、A会社に対する強制破産の申立て (involuntary petition in bankruptcy) がなされ、A会社は3月15日に破産を宣告された。破産管財人に原告Xが選任され、被告に対して個人又は遺言執行者として、すでに支払われた2件の金銭を回収するために、本判決の原審である訴訟が起こされた。

原審である地方裁判所は、破産者が2件の支払いの日に支払不能であったこと、破産者がそのとき支払不能であったと遺言執行者が信じる合理的な理由があったこと、および支払いの影響により遺言執行者が他の同順位の債権者よりも大きな割合の返済を得られていることを認定し、したがって、優先的に支払われたものとして、被告から個人および遺言執行者として回収可能であると判示された。

【判決の要旨】

「被告は、支払いが行われた時点でA会社が支払不能であったと信じるに足る合理的な理由があったとの認定に誤りがあると主張している。」

また、「被告は、A会社の長い歴史、質屋の安定性、および宝石商委員会の格付け本により、A会社は『スローペイ (slow pay)』で100万ドルまでの信用格付けが与えられていたことを指摘している。これは、トレードにおい

ては、『素晴らしいアカウント (marvelous account)』とみなされており、トレードのメンバーからA会社は懸念材料として安全とみなされていたとの証言があった。しかし、クレジットマニュアルには、A会社は計算書 (statements) を発行する習慣がないと書かれており、破産者が財政難に陥っていることを執行者に知らせる証拠が多く存在した。A会社は、更新手形を満期に支払うよう十分な通知を受け、これ以上の延長は認められないとされていたにもかかわらず、満期に支払うことができなかった。さらに、十分な商品在庫があると主張していたにもかかわらず、手形を不渡りにし、判決を許してしまった。2月8日付の723.76ドルの小切手は銀行で不渡りとなり、その支払いのための資金の大半と2枚目の小切手の支払いのための資金の全てが、破産者の大家から借りなければならなかったことを遺言執行者は知らされた。A会社が支払不能であると遺言執行者が信じるに足る合理的な理由があったという裁判の認定を支持する証拠がなかったとは言えない。」

「次に、被告は、支払い時にA会社が実際に支払不能であったという認定には何の根拠もないと主張している。この認定は、信じるに足る妥当な理由を示すために依拠した証拠と、最初の支払いからわずか3週間後にA会社が破産したことによって、十分に支持されるかもしれない。しかし、いずれにせよ、被告は原告からその事実を認める通知を受けた後、否認しなかったため、債務超過の事実は認められたことになる。」

「執行者は、連邦民事訴訟規則36 (a) の最後の単語である『therein』という言葉は、規則で言及されている『documents』を指しており、単に自白するための『request』を指しているのではなく、したがって、債務超過の事実など、文書とは無関係の事実を自白するための要求には拘束されないと主張している。」

「しかし、裁判所と評論家の両方の意見は、連邦民事訴訟規則36 (a) の下では、いかなる文書にも関連しない『事実の問題』を相手方に提示して、自白または否認を求めることができるという点で統一されている。したがって、この規則の下では、被告は、支払時に破産していたかどうかという事実につ

いて争うことができない」と判示された。

さらに、「控訴人は、1,273.76ドルのうち1,000ドルは、破産者の資産の一部ではなかった資金であるため、優先的支払いに該当するとして回収することはできないと主張している。」

「既に述べたように、被告の請求の和解の一部として破産者が渡した723.76ドルの最初の小切手は、資金不足のため返送された。その後、小切手は Childs が A 会社に提供した500ドルと、すでに A 会社の手元にあった223.76ドルで支払われた。Childs がこの500ドルをこの特定の債権者に充当することを条件に貸したことを示すものは何も見当たらない。彼はこの目的に使用されることを知っていたようだが、私たちが見る限り、彼は一般的に融資を行ったようである。」

「このケースは、保証人が債権を免れるために債務者の債務を支払い、それによって債権者の本人に対する権利に代位するようなケースとは異なっている。したがって、この支払いは、破産者の保証人、または特定の債権者に支払うという特定の目的のためだけに破産者に貸した者から支払いを受けた債権者は、無効な優先権を受け取らなかったとするこれらの判例の原則の下では保護されず、723.76ドルの最初の小切手の支払いは違法な優先であることは明らかであると思われる。」

また、「2枚目の500ドルの小切手の支払いは、別の方法で行われた。A 会社は、小切手の支払期日前日に遺言執行者に、『銀行には十分な資金がなく、大家に再び助けをもらうことができたので、小切手を Childs 氏の事務所に送ってくれば、Childs 氏が500ドルを支払う』と通知した。小切手は、債権者によって Childs 氏の事務所に送られ、支払期日が到来した日に現金で支払われた。この支払いと最初の支払いとの間に本質的な違いがあるとは思えない。Childs が A 会社に資金を貸した唯一の利益は、同社のリースが継続され家賃が支払われるように、A 社のビジネスを維持させることだった。最初の融資と同様に、Childs が特定の債権者の支払いを条件とした証拠も、誰が支払われるかを気にした証拠もない。」

「我々は、Childs よりもむしろ A 会社が、支払うべき債権者を指定し、家主から確保したローンの適用を管理するような取り決めであったと考えている。このコントロールの有無により、支払いが破産者による優先的譲渡であるか、一般的な融資を行わず、特定の債権者がその収益を受け取るという条件でのみ融資を行った第三者による支払いであるかが決定される。」

「ここでの譲渡は、貸し主によってそのように指定された、債権者全員が一般的に利用できるようになることはありえない特別な資金ではなかった。」

「被告側は、Childs による支払いが管財人によって回収できないことを示すものとして、Grubb v. General Contract Purchase Corp, 2 Cir, 94 F.2d 70 に依拠している。この事件では、連邦地方裁判所の Patterson 裁判官は、この支払いは貸主によるもので、その結果、破産者の自由財産の一部となることはなかったと判断している。この判決の一部が、現在の特定の事実に基づいて肯定された理論が何であったにせよ、我々は、Childs から A 会社への融資は無条件であり、その収益は破産者の自由資産の一部となり、執行者に対する債務を消滅させるために Childs からの融資を利用したことは、優先譲渡に該当すると考える。このような状況下では、2枚目の小切手を受け取るために使われたお金が、実際には A 会社の手には渡らなかったことは問題ではない。」

「被告が提起した残りの異議は、遺言執行者である Y₁ と Y₂ に対する判決に対して個別に提起されたものである。この異議申し立ては妥当であると思われる。彼らは、A 会社に対する請求が被相続人の保有する手形に基づいていたため、遺言執行者として支払いを受けた。」しかし、Posner v. Posner, Sup., 189 N.Y.S. 156 を参照すると、「彼らの権利は、被相続人の人格を継続する遺言執行者として法的に付与されたものである。」

また、Legget v. Pelletreau, 213 N.Y. 237, 107 N.E. 509; Miller v. Knox, 48 N.Y. 232; Matter of Galloway, 21 Wend. 32, 34 Am.Dec. 209; Howard v. Heinerschit, 16 Hun 177 を参照すると、「被相続人へのリースに基づき建物を所有することになった遺言執行者または管財人が、賃料およびリースの契約に対して個

人的に責任を負うとするニューヨークの判決は、彼の行為によってリースが彼個人の契約となったという事実に基づいていると考えられる。」

しかし、Miller v. Knox, 48 N.Y. 232, 237; Remnant v. Brenridge, 8 Taunt. 191を参照すると、「遺言執行者が所有権を取得しても、その敷地から徴収した純賃料および利益の範囲内では、個人的に賃料の支払義務を負わないとされている。」

そして、Carson v. Federal Reserve Bank, 254 N.Y. 218, 172 N.E. 475, 70 A.L.R. 435を参照すると、「現在のような状況では、たまたま遺言執行者となった個人を、遺産目的のために領収書を払い出したことを証明することによってのみ個人責任を免れることができるような、遺産の代理人とはみなさない。」
「さらに、被告は違法な優遇措置を受けたが、不法行為実行者にはならず、Duell v. Brewer, 2 Cir., 92 F.2d 59, 112 A.L.R. 1246のように、不法行為に対する執行者の個人責任という規則の適用を受けることはない。」

「加えて、破産法第60条 b 項に基づき回収を求める場合、管財人は『財産を受け取った者またはそれによって利益を受けた者』から財産またはその価値を回収する権利のみを有する。個人としての被告は、この法定の説明に当てはまらないように思われる。」

Duell v. Brewer, 2 Cir., 92 F.2d 59, 112 A.L.R. 1246を参照すると、「彼らは確かに優先株式から『利益を得た』わけではないし、『受け取った』という言葉は、個人責任を課すことを正当化するために、代表者の資格で受け取った以外の何らかの行為を要求しているように思われる。同事例は、破産法における『個人』の広範な定義が、60条の b 項の言葉によって制限されることを示すものである。」

「上記の理由により、判決は取り消され、被告に個別に影響を与える限り、訴状は却下されたが、その他の点では判決は支持される」という判決が下された。

この判決により、連邦民事訴訟規則36条 (a) にあった“therein” が指し示

している事項について、文書とは無関係の事実を自白するための要求であっても拘束される可能性があることが明らかになり、地方裁判所と評論家によって形成されてきた「連邦民事訴訟規則36 (a) の下では、いかなる文書にも関連しない『事実の問題』を相手方に提示して、自白または否認を求めることができる」という判例法理に、最高裁判所による一つの指針が加わったものとして意義があると考えられる。

1948年の修正では、前述の“therein”という指示語の修正に加え、いくつかの新たな文言が追加された。それにより、自白の要求の妥当性について不服のある当事者が異議を申し立てられるようになった。

1948年の修正の後、連邦民事訴訟規則36条は、1970年に再び大規模に修正されることとなった。1970年の修正に関する連邦民事訴訟規則36条の諮問委員会によると、その年になされた修正は、規則がその目的をより効果的に果たせるように考えられたもので、当時みられた規則の適切な範囲に関する裁判所間の意見の相違がこの修正によって解決されたと考えられている。また、自白の要求に対する回答は当事者又はその代理人によって署名されるという条文を鑑みて、自白の要求に対する回答には宣誓が必要とする文言が削除され、同様に、自白の要求に対する異議申立てをすることができる根拠を記載していた既存の文言が、必要でも有用でもないとして削除された。加えて、連邦民事訴訟規則36条の手続の一部が変更され、同規則33条及び34条の新しい手続に準拠するようになった。さらに、連邦民事訴訟規則36条 (b) が設けられた。

1987年に行われた修正は、技術的なものであり、実質的な修正は意図されておらず、1993年に行われた修正は、連邦民事訴訟規則26条 (d) によってなされた修正を反映するように体裁を整えるものであり、これによって、連邦民事訴訟規則26 (f) によって要求される当事者間のミーティングの後まで、当事者はディスカバリーを求めることができなくなった。

最も直近の2007年修正によって現行の規則となったが、この修正は、連邦

民事訴訟規則36条の文言をより分かりやすくし、規則全体を通して形式と用語の一貫性を持たせるために、連邦民事訴訟規則の一般的な再編成の一環としてなされたものであり、主に文体を意図したものである。連邦民事訴訟規則36条 (a) の最初の段落の文末にあった連邦民事訴訟規則26条 (d) との相互参照が削除され、同様に、第二段落にあった連邦民事訴訟規則37条 (c) への注意も削除された。

第四節 自白の要求と他のディスカバリー手続との相違

他のディスカバリーの規則と比較すると、連邦民事訴訟規則36条は、厳密にはディスカバリーの手続ではないと言われている⁹⁾。なぜなら、自白の要求の手続をとる当事者は、自白するよう要求する事実や文書の内容を予め知っており、単に相手方にこれらの真正性 (genuineness) を認めさせることを望んでいるからである。つまり、相手方しか知らない事実について追究しようとする当事者は、連邦民事訴訟規則36条ではなく、他のディスカバリーの手続を利用すべきであり¹⁰⁾、「原告が事実を発見したい場合は、連邦民事訴訟規則36条ではなく、他のディスカバリーの規則を頼るべきである」と判示した判例もある¹¹⁾。ただし、そういった場合であっても、当事者は、自白の要求と他のディスカバリー手続のどちらか一方を選ばなくてはいけないわけではなく、複数の手続を同時に利用することができる。

ただ、意図する目的によっては、連邦民事訴訟規則36条が、他のディスカバリーの規則よりも効果的であることもある。例えば、訴訟当事者は、証言録取や質問書に対する回答を、明確に述べることもできるし、曖昧ではっきりしない態度で自分の見解を述べることもできる。しかし、自白の要求は、要求側当事者によって質問が練り上げられ、かつその回答は選択回答形式となっているので、自白を要求されている事項が真実だと知っている場合、回

9) Wright=Miller=Marcus, *supra* note 7, at 524.

10) Wright=Miller=Marcus, *supra* note 7, at 525.

11) *Workman v. Chinchinian*, 807 F.Supp. 634, 646 (E.D. Wash. 1992).

答者は曖昧な回答をすることができず、明らかに虚偽の回答のみによって自白を避けることになる¹²⁾。加えて、他のディスカバリーに対する回答は、審理で矛盾する可能性がある一方で、自白は、撤回が許可されていない限り、問題を終結させ、審理での証拠の必要性を回避する¹³⁾。これらの理由のために、自白は他のディスカバリーの手続よりも、争点を明確化し、絞り込むことが可能な手続であると考えられている¹⁴⁾。

小 括

これまで述べてきたところをまとめると、次の通りである。

トライアルにおいて争点を明確化し、あるいは絞り込むことによって、審理の迅速化を図る手続である自白の要求は、エクイティ（衡平法）規則58条や多くの州法を源流とし、連邦民事訴訟規則の施行時である1938年9月16日に条文化された。

そして、1948年に最初の修正をむかえた。この修正は、自白の要求を送達できる期間を既存の証言録取及び質問書の規定と一致させるような、規則全体を通して文言を整えるための修正であった。また、連邦民事訴訟規則36条(a)の文末にあった“therein”という単語が、文書の真正性や文書に記載されている事実の真実性に限られているのか、いかなる文書にも関連しない“事実の事項”まで含まれているのか曖昧であったが、この修正により、要求に組み込まれた事実に関連する事項の自白又は否認を要求することが可能であることが明記された。さらに、自白の要求に対して異議を申し立てられるようになった。

続いて、1970年の修正では、自白の要求に対する回答に宣誓が不要となり、また、自白の要求に対して異議申立てをすることができる根拠を記載していた既存の文言が削除された。それまでは裁判所の判断に一任されていた自白の

12) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 525, 526.

13) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 526.

14) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 526.

効果が、連邦民事訴訟規則36条 (b) という形式で明記されることとなった。その後に行われた修正は、主に形式的なものであり、現在に至るまで自白の要求の手続に関して、大幅な修正は行われていない。

このようにして数度の修正が加えられてきた自白の要求であるが、要求した事項の真正性 (genuineness) を明らかにする手続上の性質から、相手方しか知らない事実を明らかにしたい場合は他のディスカバリーの手続を採用すべきであると考えられている。一方で、争点を明確化し、絞り込む力は他のディスカバリーの手続より優れていると考えられている。

第二章 要 件

第一節 自白の要求が認められる事項

自白の要求の手続を利用する上で、その要件として手続的な制限がいくつか存在している。その中で、まず、自白の要求が認められる範囲について見ていく。

現在の連邦民事訴訟規則36条では、事実、事実への法適用、又はそのどちらかに関する意見についての自白の要求が認められており、他のディスカバリーの規則と同じように、自白の要求をした内容の主たる事項が審理で証拠として許容されない場合であっても、そのような要求は当該規則の範囲内にあると考えられている¹⁵⁾。

しかし、1970年以前においては、連邦民事訴訟規則36条 (a) には、「事実に関連する事項 (relevant matters of fact)」という記載があり、同規則33条及び同規則34条のように同規則26条 (b) に結び付けられていなかったため、要求された事項について自白がなされても、その事実が審理で証拠として認められない場合、それを理由とする自白の要求への異議が認められる場合が

15) Wright=Miller=Marcus, *supra* note 7, at 526.

あった。

例えば、*United States v. Watchmakers of Switzerland Information Center, Inc.*, 25 F.R.D. 203 (S.D. N.Y. 1960) では、関連性の問題について、他のディスクバリーの規則と同様に、連邦民事訴訟規則36条の範囲を広くみていいという見方が明確に否定された。すなわち、連邦民事訴訟規則36条の目的は、実質的に争いのない事実を審理で証明しなくてもよいようにすることであり、そもそも審理で証拠として認められない文書の真正性に対する自白の要求は、この目的にそぐわないだろうと示されたのである。

また、証拠として認められない文書を調べることは、証拠能力のある証拠の発見につながる可能性がある。しかし、文書の真正性について自白するよう要求することが証拠能力のある証拠の発見につながるかどうかを判断することは困難である。このことについて、*United States v. Watchmakers of Switzerland Information Center, Inc.*, 25 F.R.D. 203, 205 (S.D. N.Y. 1960) では、「むしろ、異議を申し立てる当事者によって、文書に証拠能力を認めることが不可能な状況下であると示されない限り、異議を却下する必要がある」として、文書又は自白が要求された事実証拠能力が認められる可能性がない状況であると示されない限りは、関係のない異議は却下されなければならないと示された。

この点については、1970年の連邦民事訴訟規則36条 (a) の修正によって解決を見た。すなわち、「事実に関連する事項 (relevant matters of fact)」という文言を削除することによって、連邦民事訴訟規則36条では、「連邦民事訴訟規則26条 (b) の範囲内のあらゆる事項」の真実について自白を要求することができるようになったのである。連邦民事訴訟規則26条 (b) の文脈では、関連性が非常に広範囲に読み取られており、これが現在の連邦民事訴訟規則36条に適用される明確な基準となったのである。

前述の通り、現行法では意見に関する自白の要求が認められているが、1970年の連邦民事訴訟規則36条の改正前には、事実に関する事項のみが自白

の要求の対象であるという判決が多かった¹⁶⁾。

ただ、全ての裁判所がそう判断したわけではなく、この裁判所の見解の相違については、1970年の民事訴訟規則の修正に関する諮問委員会の「この修正は、“意見 (opinion)” の問題及び“法と事実の混在 (mixed law and fact)” を伴う事項を自白する要求が、規則の下で適切であるかどうかに関する裁判所の決定における矛盾を解決する」という注釈にもあるように、法律の修正によって解決をみた。すなわち、1970年の連邦民事訴訟規則36条(a)の修正によって、「事実に関連する事項」という文言が削除され、「事実又は事実への法適用に関する声明又は意見に関連する……連邦民事訴訟規則26条(b)の範囲内のあらゆる事項に関する要求を行うことができる……」と規定されたのである¹⁷⁾。この修正によって、意見に関する自白の要求が認められることに争いがなくなった。

ちなみに、事実、事実への法適用、又はそのどちらかに関する意見についてではない、純粋な法律問題 (pure matters of law) に対しての自白の要求は現在でも認められていない。

争いの余地がある事実に対して自白の要求が認められるかどうかという点については、1970年に連邦民事訴訟規則36条の修正が採択される直前に第5巡回裁判所で争われた判例がある。事案と判旨は以下の通りである。

[1] *Pickens v. Equitable Life Assur. Soc.*¹⁸⁾

【事件の概要】

本判例は、原告 X (Jenetta W. Pickens) が³、保険契約の偶発的死亡条項に基づいて、夫 A (Erskine G. Pickens) が溺死したことにより倍額補償 (double indemnity) が適用されることを主張した地方裁判所の審理が基礎となって

16) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 530.

17) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 534.

18) *Pickens v. Equitable Life Assur. Soc.*, 413 F.2d 1390, 1393-1394 (5th Cir. 1969).

いる控訴審である。

1966年6月13日、Aはアラバマ州ウィンストン郡のウォーリア川支流にボートで釣りに出かけた。そして、その翌日の午後、ボートの横から遺体となって発見された。その遺体には、暴れたり争ったりした形跡はなかった。遺体は地元の葬儀屋に運ばれ、埋葬のための防腐処理がなされたが、あざ、切り傷、擦り傷、その他の傷は見つからなかった。肺から様々な色の液体が採取されたが、これらは測定も分析もされず、また、検死も行われていない。Aの死因として、「心臓発作による溺死」という評決が、検死陪審 (coroner's jury) によって下された。

1966年6月16日、Aの遺体は埋葬された。

葬儀の4週間後Xは、保険会社である被告Y (The Equitable Life Assurance Society of the United States) に対し、Aが事故死したことによる保険契約の追加の補償を請求した。その請求に伴い、Aの死亡診断書の写しと検死陪審の評決を反映した新聞記事が、Yから提供された書式とともに提出された。しかし、Yがその支払いを拒否したため、訴訟に至った。

原審である連邦地方裁判所では、被告による証言は行われず、原告の証拠終了時に指示評決 (directed verdict) の申立てがなされた。しかし、原審はこの申立てを却下し、保険契約の追加の補償の金額である18,500.00ドルを認める判決が下された。

そして、被告によって、指示評決の申立ての却下に誤りがあったことが主張され、控訴された。

【判決の要旨】

Yは、裁判所が指示評決の申立てを却下したことについて、4つの誤りがあることを主張した。ここでは、その中で、自白の要求に関するもののみをとりあげる。

それは、被保険者の自殺は倍額補償の対象から明示的に除外されている死因であるが、連邦民事訴訟規則36条 (a) に基づくと、Aの死因が自殺であ

ったことをXが自白したことになるので、Yはそれに依拠する権利があったというものである。

すなわち、Yは、裁判に先立ち、Aが自殺したことを認めるよう求める自白の要求を提出しており、Xは、他のすべての要求は自白または否認されたが、この要求には回答しなかったため、書面で明確に否認され、または、異議が唱えられない要求は自白されたものとみなすと定めた連邦民事訴訟規則36条(a)が適用されるべきであるという主張である。

原審は、この根拠に基づく指示評決は、「連邦手続きのあらゆる原則に違反する」と判示した。回答しなかったのは単に不注意による省略であったという原告の説明があったが、原審は、この不作為は、陪審員が他の証拠とともに考慮することができる「証拠としての自白 (evidential admission)」とみなすべきであると結論づけ、最終的に陪審員はAの死因は自殺ではなかったと判断した。

控訴裁判所は、意見を異にするものの、地方裁判所の判決を支持する別の理由として以下の通り述べた。

連邦民事訴訟規則36条(a)は、「不適切な自白の要求に対する救済措置として異議を規定している。しかし、要求に対して異議を申し立てず、否認しなかった原告の不注意にもかかわらず、当該要求が規則36条(a)の適用の範囲外に置かれる程にまで不適切だったため、我々は自白したものとみなされるべきであるとは考えない。規則36は証拠開示のための装置ではなく、その適切な使用法は、要求側が間違いなく立証できるであろう問題について立証する必要性を回避する手段である。」

「係争中の中心的な事実に関する自白の要求は、この規則の適切な範囲を超えている。このような要求は一貫して不適切であると判断されてきた。」

「自殺の問題は、この事件の判断に極めて重要であった。したがって、原告が要求に回答しなかったとしても、連邦民事訴訟規則36条(a)の範囲には

含まれず、自殺を自白したことにはならない¹⁹⁾」

「仮に原告の不作为が自白であったとしても、本件の特定の事実の下では、それを証拠以外のものとして扱うのは著しく不当であろう。この不作为は、意図的というよりは、明らかに不注意であった。したがって、このような自白を裁判上のものとみなすことを支持する一般論は不適切である。原告の訴訟の本質が自殺を認める可能性を否定しているという常識的な側面を考慮すると、この問題を陪審に委ねることで、被告はその省略から受けることができたとであろう利益をすべて享受することができたと思われる。この種の状況における我々の明確な方針は、技術的な論争よりも実質的な正義を優先させることである。」

そして、控訴裁判所は、控訴人が提起した全ての主張を慎重に検討した結果、それらの主張にはメリットがないとして、連邦地方裁判所の判決を支持する判決を下した。

ただ、この判決に関連して、1970年以前の規則において、自白の要求が係争中の中心的な事実に関わるものであれば異議を申し立てることができるという裁判所の前提にも、異議を申し立てることができたにもかかわらず、自白の要求に回答しなかったが、裁判上の自白があったものとみなされなかった裁判所の結論にも、同意できない正当な理由が存在するという意見があった²⁰⁾。

それは、すなわち、「1970年以前は、争われている事実や争いの余地のある事実についての要求は不適切であるとする判決が大半を占めていたが、これに反対する判例もあり、これらの要求を認めなかった判例は、その命題を支持しなかった権威に大きく依存していたと言ってよさそうである。しかし、原則的には、これは異議の正当な根拠とはみなされなかったはずである。要

19) *Pickens v. Equitable Life Assur. Soc.*, 413 F.2d 1390, 1393-1394 (5th Cir. 1969).

20) *Wright=Miller=Marcus*, supra note 7, at 536.

求が争点となっている事実に関するものであれば、異議を申し立てることができるとするのは、あまりにも限局的であり、要求が送達された時点で、特定の事実が真に争点となっているかどうかを判断できないことがよくあるからである。そのため、当事者は争うつもりがないのに、ある事実が争点になっているという理由だけで、回答を避けることができる。これは、争われることのない事柄を論争から排除するという、この規則の目的に反するものだった²¹⁾」というものである。

この問題は、連邦民事訴訟規則36条 (a) についての1970年の修正によって解決された。その修正によって、争いのある事項について自白の要求がなされていると回答側の当事者が考える場合、その要求に対して異議を申し立てるのではなく、否認するか、自白又は否認することができない理由を説明することが適切な対応となったのである。

第二節 自白の要求を行うことができる時点

自白の要求は、裁判所の許可又は書面による約定 (stipulation) がある場合を除き、連邦民事訴訟規則26条 (d) の規定する時期、すなわち連邦民事訴訟規則26条 (f) に従うカンファレンスを行う前に行うことができない。これは連邦民事訴訟規則26条 (d) の規定に基づく要件である。連邦民事訴訟規則36条 (a) には、連邦民事訴訟規則26条 (d) になされた修正を反映するためになされた1993年の修正によって明記された。しかし、この部分は2007年に修正され、現在では連邦民事訴訟規則36条 (a) にはその旨は明記されていない。

1970年より前の連邦民事訴訟規則には、自白の要求を送達する当事者は、その要求の中で10日以上期間を指定しなければならないことが規定されていたが、1970年以降は、回答のための期間は自白の要求の中で指定するのではなく、規則自体によって示されるようになり、規則では自白を要求された当事者に30日の回答期間が与えられることが明記されている。

21) Wright=Miller=Marcus, *supra* note 7, at 537.

現行法においては、自白の要求を受けた当事者は、その要求の送達があった時から30日以内に、要求側当事者に対し、自白を要求されている事項について、回答側当事者又はその代理人の署名のある書面による回答又は異議を返さなければ、その事項は自白したものとみなされることとなる。回答期間の短縮又は延長については、連邦民事訴訟規則29条により書面で合意した場合又は裁判所の命令によって、変更され得ることも規定されている²²⁾。

また、裁判所は、規則で定められた期間が経過した後であっても、自白の要求に対する回答のための期間の延長を許可する権限を有している。従って、裁判所は、その裁量で、本来なら期限切れの回答であるはずのものを許可することができる²³⁾。

第三節 形式的要件

自白の要求に関する形式的な要件として、自白の要求を行う場合、当事者は、回答側当事者に対して自白の要求を送達しなければならないというものがある²⁴⁾。しかし、*Metropolitan Life Ins. Co. v. Carr*, 169 F. Supp. 377 (D. Md. 1959) のような競合権利者確定手続訴訟 (interpleader action) においては、訴訟係属中、自白の要求が他の当事者に向けられる場合もある。その場合、自白の要求をする当事者は、裁判所が他の方法で命じない限り、自白の要求の写しを他の全ての当事者に送達しなければならない²⁵⁾。略式判決が裁判上の自白に基づいているとき、要求の送達や、实际的又は推定的な通知の記載がなされた証拠がないため、無効とされるべき被告がいる場合があり、そのような場合、その略式判決は、要求の受領を認めた他の被告について維持されると示した判例として、*J.D. Pharmaceutical Distribs., Inc. v. Save-On Drugs & Cosmetics Corp.*, 893 F.2d 1201 (11th Cir. 1990) がある。

また、アメリカ合衆国が自白の要求への回答を求められる場合もある。そ

22) 連邦民事訴訟規則36条 (a) (3) を参照。

23) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 541.

24) 連邦民事訴訟規則36条 (a) (1) を参照。

25) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 545.

の場合、連邦民事訴訟規則55条(e)により、アメリカ合衆国に対して欠席裁判 (default judgment) の判決を言い渡すことはできないが、不当な否認がなされた場合、連邦民事訴訟規則37条(f)に基づいて、それに対して費用を課することができるようになり、その他の制裁が利用可能となる²⁶⁾。例えば、自白の要求に対する適切な回答がないことにより、事実が自白されたとみなされ、アメリカ合衆国に対する略式判決が認められた判例として、*United States v. Jefferson Trust & Sav. Bank*, 31 F.R.D. 137 (S.D. Ill. 1962)がある。同様に、州が自白の要求に応じるよう求められることもある²⁷⁾。

他の形式的要件として、自白の要求をする場合、要求する事項はそれぞれ個別に記載されなければならないというものがある²⁸⁾。これは、回答を求められた当事者は、文書を精査し、どのような事実について自白するよう求められているかを判断する責任を負うべきではないからである²⁹⁾。

また、*Johnstone v. Cronlund*, 25 F.R.D.42, (per Wood, J.) (E.D. Pa. 1960)において、「極めて異例な状況を除いて、自白の要求は、はい、いいえ、回答者は知らない、と回答でき、又は、秘匿特権 (privilege) に関する事件であるなど、回答することができない理由に関する非常に単純で直接的な説明ができるようなものであるべきである³⁰⁾」と判示されているように、それぞれの自白の要求は、説明なしで自白又は否認できるように、シンプルかつ直接的に表現される必要がある。

一般的に自白の要求に対する回答で認められた事実は、単にその要求と回答の内容を調べることで確認できるはずであり、そのため参照による引用 (incorporation by reference) は、通常許可されておらず³¹⁾、*SEC v. Micro-Moisture Controls, Inc.*, 21 F.R.D. 164, 166 (S.D. N.Y. 1957)においても、

26) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 546.

27) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 546.

28) 連邦民事訴訟規則36条 (a) (2) を参照。

29) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 546.

30) *Johnstone v. Cronlund*, 25 F.R.D.42, 46 (per Wood, J.) (E.D. Pa. 1960).

31) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 548.

「参照による引用は、参照された資料のどの部分に自白または否認する必要のある事実の関連事項が含まれているか、危険を冒して決定する責任を被告に対して不当に課すことになるので、不適切である。」と、判示されている。ただし、この制限は柔軟であり、例外的な状況ではある程度の参照による引用が許可されているようである³²⁾。

当事者が他の当事者に文書の真正性を自白するよう要求する場合、その文書が既に提供されているか、閲覧及び複写のために提供又は利用可能とされていない限り、要求と共にその写しが送達されなければならない³³⁾。

連邦民事訴訟規則36条は、自白の要求側当事者に対して、自白の要求ができる数を制限していない。しかし、連邦民事訴訟規則26条 (b) (2) (A) は、裁判所が命令又はローカル・ルール (local rule) によって、要求の数を制限することを認めている³⁴⁾。

さらに、裁判所は、自白の要求の繰り返しによる嫌がらせから当事者を保護する権限を有しているが、事件の状況がそれを正当化する場合には、そのような自白の要求の繰り返しを禁止することはない³⁵⁾。

また、二回目の要求であっても、同じ事実や同じ文書の真正性について再度要求することが許される状況であれば認められ得る³⁶⁾。

32) *United States v. Watchmakers of Switzerland Information Center, Inc.*, 25 F.R.D. 197, 200 (S.D. N.Y. 1959) を参照。

33) 連邦民事訴訟規則36条 (a) (2) を参照。

34) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 549.

35) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 549.

自白の要求の量が多かったが、裁判所がそれを認めた事例として、*United States v. Watchmakers of Switzerland Information Center, Inc.*, 25 F.R.D. 197 (S.D. N.Y. 1959)、*Estate of Manship v. United States*, 232 F.R.D. 552 (M.D. La. 2005), aff'd, 97 A.F.T.R.2d 2006-1068, 2006 WL 594521 (M.D. La. 2006) などがある。一方で、自白の要求の量が多く、認められなかった事例として、*Baldwin v. Hartford Accident and Indemnity Company*, 15 F.R.D. 84 (D. Neb. 1953) がある。

36) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 549.

小 括

ここまで述べてきた自白の要求の手続の要件をまとめると、次の通りである。

自白の要求は、係争中の訴訟のみを目的として、事実、事実への法適用、又はそのどちらかに関する意見、要求に記載された文書の真正性を含め、自白するよう要求することのできる手続であり、他のディスカバリーの規則と同じように、自白の要求をした内容の主たる事項が審理で証拠として許容されない場合であっても、そのような要求は当該規則の範囲内にある。これらの範囲は、連邦民事訴訟規則26条 (b) (1) の範囲と関連するもので、1970年の連邦民事訴訟規則36条 (a) の修正によって明記されたものである。1970年の修正以前は、条文上の「事実に関連する事項 (relevant matters of fact)」という一文により、自白の要求が認められる範囲についての裁判上の争いがあり、自白の要求がなされても、その要求された事実が審理で証拠として認められない場合、それを理由とする自白の要求への異議が認められる場合があった。また、「事実に関連する事項」という文言が削除されるまでは、意見に関する自白の要求が認められないこともあった。ちなみに、現在においても、純粋な法律問題 (pure matters of law) に対しての自白の要求は認められていない。

自白の要求は、争いのある事項に対して行うこともできる。この場合、回答側当事者は、その要求に対して否認の回答をするか、自白又は否認の回答をすることができない理由を説明するべきである。1970年の修正以前は、そのような事項に対する自白の要求は不適切であり、異議が認められると判断される場合もあった。

続いての要件として、自白の要求を行うことのできる時期がある。すなわち、自白の要求は、裁判所の許可又は書面による約定 (stipulation) がある場合を除き、連邦民事訴訟規則26条 (d) の規定する時期、すなわち連邦民事訴訟規則26条 (f) に従うカンファレンスを行う前に行うことができない。

この要件は、2007年に行われた修正により、連邦民事訴訟規則26条(d)との相互参照は削除され、現在、連邦民事訴訟規則36条(a)にはその明文は残っていない。また、1970年より前には、自白の要求を送達する場合、当事者は、その要求の中で10日以上を指定しなければならないことが規定されていた。しかし、1970年の修正以降は、回答のための期間は自白の要求の中で指定するのではなく、規則自体によって示されるようになり、現行規則では自白を要求された当事者に30日の回答期間が設けられている。

自白の要求は回答側当事者に対して送達しなければならず、競合権利者確定手続訴訟(interpleader action)等の当事者が複数いる場合においては、裁判所が他の方法で命じない限り、自白の要求の写しを他の全ての当事者に送達しなければならない。アメリカ合衆国や州に対して自白の要求を行うこともでき、アメリカ合衆国がそれに対する適切な回答ができなかった場合、略式判決が認められることもある。

また、回答を求められた当事者が、文書を調べたり、どの事実について自白するよう求められているかを判断したりする責任を負うべきではないことから、自白の要求をする場合、要求する事項はそれぞれ個別に記載されなければならないという要件もあり、自白の要求は、説明なしで自白又は否認できるように、単純かつ直接的に表現すべきとされている。

文書の真正性についての自白の要求は、文書が既に提供されているか、閲覧及び複写のために利用できる状態にされていない限り、その文書の写しを添付しなければならない。

自白の要求を行える数については制限がないが、場合によっては、裁判所の命令又はローカル・ルール(local rule)によって、数の制限を受ける場合があり、濫用的な自白の要求は正当化されない可能性がある。同じ事実又は同じ文書の真正性についての二度目の自白の要求は、状況が更新された場合の自白の要求であれば正当化され得る。

第三章 効 果

第一節 連邦民事訴訟規則36条 (b) について

現在、連邦民事訴訟規則36条 (b) では、自白の効果について規定されている。

自白の要求の手續に基づいてなされた自白は、裁判所が申立てに基づき、その自白の撤回又は修正を許さない限り、終局的に確定したものとされ、訴訟の本案の審理を促進する場合、かつ、本案に関する訴訟の続行又は防御をする際に、自白の要求側当事者を害すると裁判所が判断しない場合、裁判所は自白の撤回若しくは修正を許すことができるとされている³⁷⁾。

この自白の効果について条文に明記がなされたのは、前述の通り、1970年の大規模な修正が行われた際であり、それまでは自白の効果は、裁判所の判断に一任されている状態であった。

自白の効果について明文による規定がない時代、連邦民事訴訟規則36条がその機能を全うするためには、要求によってなされた自白は審理の上で終局的に確定されるべきであると考えられていた³⁸⁾。それはすなわち、自白された事柄は、それ以上の証明なしに立証されたとみなされるべきであり、それを覆すような証明は許されるべきではないということである。そして、裁判所も概ねそのような判断をしていた。

しかしながら、訴訟当事者が自らの行った自白と矛盾する証拠を法廷に持ち込むことについての可否には当時から議論があり、現行規定と同様に、自白の撤回若しくは修正を認める判例もあった。例えば、以下の二つの判例が挙げられる。

37) 連邦民事訴訟規則36条 (b) を参照。

38) Finman, *supra* note 4, at 418を参照。

〔1〕 *United States v. Lemons*³⁹⁾

【事件の概要】

本判例は、原告 X (アメリカ合衆国) が³⁸⁾、自分が約束手形の保有者であると主張して、アーカンソー州の市民である被告 Y₁ (Theodis Lemons) 及び被告 Y₂ (Hilda Lemons) に対して、支払いを求める訴えを提起したものである。

1952年6月の第一週、A 会社 (Arkansas Home Building Repairing Company) の代理人が、被告らの家に訪れ、家の状態や必要な修繕について話し合った。代理人は家の様々な寸法を測ったが、その時点では被告らとの詳細な合意は得られなかった。

1952年6月5日、A 会社の代理人は再び被告らの家に訪れ、再度被告らと修繕について話し合った。そして、被告らはこの機会に、A 会社の代理人と、家屋に特定の作業を行う契約を締結し、その作業料金は780 ドルと見積もられた。被告らは契約書に署名し、連邦住宅局の与信取引申請書 (F.H.A. Credit Application) にも署名をした。

家の工事は開始され、契約通りの工事が行われたが、被告らは追加工事が行われるはずであると思い込んでいた。しかし、被告らが締結したことを認めた契約書には、「契約書に記載された以外の仕事は行われぬ」と規定されていた。そしてさらに、「以下の条件に従って支払われる：毎月24.91ドルの36回の支払いで、元金と連邦住宅局の利息を含む全額が支払われる」と規定されていた。

1952年6月18日、A 会社に支払われる896.84ドルの約束手形が、連邦住宅局の完了証明書 (Completion Certificate) とともに作成された。

1952年6月19日、同手形は、B 会社 (Allied Building Credits, Inc.) に780ドルの対価で流通された。その後、1953年2月25日、同手形は X に譲渡された。

39) *United States v. Lemons*, 125 F. Supp. 686 (W.D. Ark. 1954).

この36回払いの手形の最初の割賦は1952年8月1日に支払われることになっていたが、被告らはこの手形を全く支払わなかった。

この手形には、被告らが支払期日までに割賦の支払いを行わなかった場合に、手形の保有者が支払期日を宣言することを許可する期限の利益喪失条項が含まれている。

1954年3月18日、Xは被告らに対して訴状を提出した。その内容は、被告らが作成してA会社に交付した約束手形は正式に裏書及び譲渡され、Xが元本896.84ドルの約束手形の所持人であり、訴状提出時には同手形の残額は786.32ドルと利息であるというものだった。そして、Xは、被告らに対し、786.32ドルの元金、1954年3月15日時点での76.39ドルの利息、その後の年6%の利息、そして費用を支払うよう判決を求めた。

1954年4月27日、被告らは答弁書を提出し、A会社に対して手形を作成したことは認めたが、その手形が交付されたこと、またはA会社はその手形を譲渡する権利を有していたことは否認した。また、被告らは、満期前に価値あるものとして手形が裏書されたり、Xに譲渡されたりはしなかったので、Xが手形の正当保有者 (holder in due course) であることを否認し、当該手形が、A会社が被告らの住宅を修理するために一定の労働力と材料を提供するという対価に基づいて作成されたが、契約した仕事は完遂されず、行われた仕事は職人らしい方法 (workmanlike manner) で行われなかったことから、対価の不履行があったことを主張した。被告らはさらに、A会社には手形を譲渡する権限はなかったことから、Xに対していかなる額の債務も負っていないと主張した。

1954年6月23日、Xは被告らに対し、1952年6月18日付けの連邦住宅局の完了証明書と、被告らが署名したとされる本件約束手形を添付し、自白の要求が送達された。

1954年6月29日、Y₁はこの自白の要求に回答し、当該手形および完了証明書が被告らによって署名されたことを認めたが、当該署名はA会社側の詐欺によってなされたものであることを主張した。

すなわち、被告は以下の三点について主張している。

①1952年6月5日、修繕工事の契約が締結された際に、A会社の代理人が、合意された修繕を含む、1952年6月5日の契約から漏れていた別の契約を締結することの対価と約束に基づき、その手形と完了証明書に白紙で署名したこと。

②当該修正された契約書の締結に際し、手形の額および月賦支払額はA会社によって記入されることになっていたこと。

③当該修正された契約書は被告らに提示されることはなく、被告らによる署名はなされておらず、合意された修理は一部しか完了していなかったこと。

被告らはまた、手形の支払いを行っていないことは認めたが、債務不履行があったことは否認した。

1954年9月20日、プレトリアル・カンファレンスが開かれ、被告らの要求により、「本訴訟に関わる手形を作成したことを否認するために回答を修正する」ための許可が与えられた。

1954年9月27日、裁判所の許可に従い、被告らは修正及び代替された回答を提出し、その中で手形および完成証明書の作成または署名を否認し、彼らの署名が彼らの知識や同意なしに前記文書に付されたことを主張した。また、被告はXが正当保有者であることを否認した。

こうして本件は、1954年10月19日、陪審員なしの裁判が始まり、トライアルの終了後、裁判所に申し立てられ、審議されることになった。

【判決の要旨】

「本件に関わる難解な法律上の問題は、当事者は連邦民事訴訟規則（28 U.S.C.A.）の規則36に基づく自白の要求に回答して行われた宣誓された自白に絶対的に拘束されるかどうかということである。」

「このような自白は宣誓証言と同等であることは、よく知られている。」

「しかし、そのような自白が、自白した当事者を絶対的に拘束するかどうかという問題については、権威が乏しい。」

そして、裁判所は、自白の要求の拘束力に関する先例をいくつか検討した上で、「前述の権威および規則36の一般的な趣旨を考慮し、当裁判所は、宣誓された自白は当事者を絶対的かつ終局的に拘束するものではなく、当事者がその真実を否認することを禁じないという意見である。しかしながら、当事者が自分の自白の真実を否定したい場合は、当該自白が誤りである理由を説明し、自白と矛盾するその後の証言が実際には真実であることを立証する責任が当事者に課される。この点に関する立証は、明確かつ説得力のあるものでなければならない。そうでなければ、この規則の有益な目的が妨げられる可能性がある」と判示した。

また、「通常、最善の方法は、当事者の自白が真実でないことが判明した場合、実際の真実に従って修正または補足された自白を作成する許可を裁判所に請求することである。申立書には変更の理由を記載し、裁判所は、修正または代替を許可することにより正義が果たされると考える場合、当事者の要求を許可すべきである。この手続きに従えば、相手方が不意打ちを食らうことはない。一方、もし当事者が、トライアルになるまで待ってから、自らが行った自白を否認しようとするならば、裁判所が当該自白を否認することを認めるには、例外的な状況を必要とするだろう。その理由は、相手方は、当該自白が真実であると依拠する権利を有し、当該自白において認められた事実を証明するために利用可能な証人（当該当事者が自白の否認の申立ての通知を受けていれば、その出席を確保することができた）を有していない可能性があるからである。このような場合、当該自白を行った当事者がトライアルの過程でそれを否認することが許されれば、当該相手当事者は大きな不利益を受けることになる。」

「本件においては、被告は彼らの自白を修正する許可を要求しなかったが、答弁書を修正する許可を要求し、許可された。被告の弁護士によって確認された修正された答弁書は、被告が問題の手形に署名したことを否認しており、従って、原告は、被告がそのように証言することをトライアルの前に知って

いたことになる。つまり、原告は、被告が口頭の証言で手形に署名したことを否認することを許可した裁判所の行為によって不利益を被ることはなかった。」

「被告の証言から明らかなように、被告はいずれも自分が署名した内容や時期を実際に覚えておらず、問題の手形に署名していないという十分な証拠もない。確かに、日付の違いや当該文書に署名する際に使用したペンの違いなど、様々な文書の作成を取り巻くいくつかの疑わしい状況があったことは事実であるが、当裁判所は、被告が、当初の自白が誤りであり、口頭の証言が真実であることを証明する責任を果たしたとは感じていない。」

「したがって、被告は、手形の署名が偽造されたことを立証できなかったので、手形は有効で拘束力のある債務であった。この手形は表面上完全かつ正規のものであり、B 会社は、これを延滞前に（契約上の）誠意を持って（in good faith）購入し、同手形の不備や A 会社の所有権の欠陥について何も知らされてはいなかった。」

「したがって、B 会社は正式保有者であり、X は当然保有者を通して所有権を得ているので、保有者である B 会社の全ての権利を有する。」

よって、「X はその訴状で求められた救済を受ける権利を有する」と判示した。

本判例によると、自白を行った訴訟当事者は、その自白の撤回を裏付けるための証拠を提出することが許可される場合があるということになる。本判例における裁判官の判断理由としては、「正義が果たされる」場合であれば自白の要求に対する回答は修正されてよいというものであった。

この判決に対しては、「Lemons の事件が、裁判所には自白の撤回を許可する権限を持っていると判断する限り、この判決に異議を唱える理由はない。当事者が自らの過失ではなく、後に間違いであることが判明したものを自白した場合、その自白を撤回しても相手方が害を受けないのであれば、撤回は

認められるべきである」と評価するものがある⁴⁰⁾。

〔2〕 *Ark-Tenn Distributing Corp. v. Breidt*⁴¹⁾

【事件の概要】

本控訴裁判所判例は、原告 X (Ark-Tenn Distributing Corporation) が、契約の条項に基づいて、X が A 会社 (U-Need-A-Vendors, Inc.) に引き渡し、契約期間中に A 会社が保管することになっていた信託基金を、契約不履行を理由に返還するよう求めた裁判がもととなっている。その裁判自体は、A 会社に対し返金するよう判決が下され、執行が行われたが、執行に対して不服が申し立てられた。

その後、X は、A 会社の社長である Y₁ (Harry Breidt) 及び、その会計係である Y₂ (Jacob Breidt) (現在は死亡) を訴えた。その訴えの理由は、彼ら、又は彼らの内の一人が、前述の信託基金を横領及びし着服し、又は、横領の原因となったというものだった。この主張の根拠として、X は、X が行った自白の要求に対する回答で、Y₁ (Harry Breidt) が A 会社の役員であったことを認めていること等の事実を依拠していた。それに対して、Y₁ は、自分が名目だけの役員であり、会社の業務を一切管理していなかったことを証明するために、Y₁ 自身の証言を含む証拠の提出を求めた。X は異議を申し立てたが、事実の審査官でもあった裁判官は証拠の提出を認め、最終的に Y₁ は会社の経営に関与していないため責任を負わないと判断された。

当該地方裁判所では以下のことが明らかとなった。

- ① 信託基金5,000ドルが A 会社によって保有されていたこと。
- ② 当該基金が、A 会社の他の企業資産と混合されたときに横領が行われたこと。
- ③ Y₁ は A 会社の「ダミー役員」であり、その運営に参加し、横領の知

40) Finman, *supra* note 4, at 419を参照。

41) *Ark-Tenn Distributing Corp. v. Breidt*, 209 F.2d 359 (3d Cir. 1954), affirming 110 F. Supp. 644 (D. N.J. 1953).

識や横領を発見する機会がなかったこと。

- ④ Y₂ (Jacob Breidt) (本裁判時には既に死亡している) が A 会社の経営を取り仕切っていたこと。

それに応じて、当該地方裁判所の決定①に基づいて、Y₂の遺産は横領された信託基金に対して責任を負い、Y₁は責任を負わないと結論付けられた。

そして、その後、X が、被告である Y₁に有利な判決を下した地方裁判所の命令の一部に対して控訴し、同時に、亡 Y₂の代理人が、Y₂の遺産に関して X に有利な判決を下した地方裁判所の命令の一部に対して控訴したものが本判例である。

控訴審で、X は、被告 Y₁及び Y₂が、A 会社の経営に積極的に関わっていたと主張した。すなわち、X は、地方裁判所が Y₁の自白と矛盾する証拠を認めたことに誤りがあると主張し、Y₁が A 会社の経営に参加しなかったと地方裁判所が判断した部分につき争ったのである。

【判決の要旨】

控訴裁判所は、「自分がある会社の役員であることを認めることは、その会社の業務に積極的に関与していることを認めることとは程遠いものである⁴²⁾」また、「仮にこの供述が、Y₁による A 会社の業務への積極的な参加を自白するものに相当すると解釈されたとしても、連邦民事訴訟規則の下では、実質的な正義を損なうような技術的配慮が優先することは許されない⁴³⁾」として、「Y₁が A 会社の経営、運営、または管理に積極的に関与していなかったという証拠に X からの反論はなく、Y₁が横領の罪を犯していないという地方裁判所の結論は十分な裏付けがある⁴⁴⁾」と判断し、地方裁判所の決定を支持した。

42) *Ark-Tenn Distributing Corp. v. Breidt*, 209 F.2d 359, 360 (3d Cir. 1954).

43) *Ark-Tenn Distributing Corp. v. Breidt*, 209 F.2d 359, 360 (3d Cir. 1954).

44) *Ark-Tenn Distributing Corp. v. Breidt*, 209 F.2d 359, 360 (3d Cir. 1954).

ただ、この判決に対しては、「技術的な配慮が実質的な正義に優ることを防ぐためには自白の自由な矛盾が許されるべきである、という裁判所の意見は擁護できない⁴⁵⁾」と評価するものもある。

これら二つの判例で争点となった自白の拘束力に関して、一度行った自白に矛盾する自白と真実の解明という実質的な正義との対立は、連邦民事訴訟規則36条の価値を損なわないように解決されることとなった。すなわち、現行規則から読み取れるように、「訴訟の本案の審理を促進する場合、かつ、本案に関する訴訟の続行又は防御をする際に、自白の要求側当事者を害すると裁判所が説得されない場合⁴⁶⁾」という厳格な条件を設けることによって、容易に自白の撤回又は修正をすることを許さず、それでいて、撤回又は修正が認められる可能性が残されたのである。

また、連邦民事訴訟規則36条 (b) は、自白が撤回若しくは修正されない限り、係属している訴訟のみにおいて、自白に終局的な拘束力が与えられることを示している。

このようにして、特定の事項について争いが無いことが自白された場合、訴訟当事者は、この自白の要求によってなされた自白に基づいて、略式判決 (summary judgment) を求めることができる。

第二節 自白の要求に対する回答およびその効果

自白の要求が送達された当事者のとることができる回答方法は、以下の通りである。

1. 全く何もしない

この場合、自白の要求全体又は自白の要求の一部のいずれかに対する回答

45) Finman, *supra* note 4, at 420-421を参照。

46) 連邦民事訴訟規則36条 (b) を参照。

の不履行 (failure) は、その要求に記載されている事項を自白したものとみなされる⁴⁷⁾。

例えば、*United States v. 2204 Barbara Lane*, 960 F.2d 126 (11th Cir. 1992) では、没収訴訟 (forfeiture action) において、原告が自白の要求に対する回答を怠ったため、基礎となる州裁判所 (state court) の刑事訴訟が係属中にも関わらず、自白を構成するものとされた。

また、*United States v. Kasuboski*, 834 F.2d 1345 (7th Cir. 1987) では、証言録取において尋ねられ、回答されたものと同じ内容の自白の要求がなされたため、被告が自白の要求への回答を行わなかったが、「別の形式のディスカバリーを使用したからといって、30日以内に自白の要求に回答するという要件がなくなるわけではない⁴⁸⁾」として、要求された各事項が自白したものとみなされた。

自白したものとみなされた場合であっても、その事項はまだ審理において適切な反論を受ける可能性があり、裁判所は、適切な場合には、遅れた回答を許可するか、自白の撤回 (withdraw) を許可することができる⁴⁹⁾。

自白の要求に対して、指定された期限内に、書面による回答が提出されるか、異議の申し立てがなされない限り、何もしなかった当事者は、その要求に異議の可能性がある (objectionable) 場合や、回答しない正当な理由がある場合であっても、それを自白したものとみなされるべきであり⁵⁰⁾、このことは、自白の要求が送達されたときに、異議を唱えることができたにもかかわらず、それを怠ったために、当事者が控訴審で逆転判決を受けることを認めるのは、司法の努力をいわずらに浪費することになるからであると考えられている⁵¹⁾。

被告が自白の要求を受け取らず、回答できなかった場合であっても、被告

47) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 549, 550.

48) *United States v. Kasuboski*, 834 F.2d 1345, 1349 (7th Cir. 1987).

49) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 550, 551.

50) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 551.

51) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 551.

の最後の住所に郵送されたことが記録されている場合は、その未回答の要求に基づいて略式判決が下されることを防げるものではないとされた判例がある⁵²⁾。その一方で、原告の弁護士から被告の弁護士に宛てて、書類の真正性に関する自白の要求が郵送されたが、郵送の宣誓供述書は今まで作成も提出もされておらず、訴訟理由や申立書や上訴趣意書においても、被告の弁護士の番地、オフィスビル、最後に確認された住所のいずれにも自白の要求が郵送されたことが示されていなかった場合、「その見落としは致命的である」として、被告がその要求に対する回答をしなかったとしても、原告には略式判決を受ける資格を与えなかった判例がある⁵³⁾。

2. 回答期間の延長の申立て

自白の要求に回答するための期間を延長するよう申し立てることができる⁵⁴⁾。

3. 保護命令の申立て

当事者は、自白の要求が迷惑 (annoyance)、困惑 (embarrassment)、抑圧 (oppression)、過度の負担又は費用を引き起こすという理由で、連邦民事訴訟規則26条 (c) による保護命令 (a protective order) を求めることができる⁵⁵⁾。

4. 特定の部分の自白

一つの書面で多数の自白の要求が行われ、回答側当事者が一部を自白し、他を否認又は異議申立てするつもりの場合、各要求に対しては何らかの回答があった方がよいので、自白しようとする事項については自白を行うことが

52) *Freed v. Plastic Packaging Materials, Inc.*, 66 F.R.D. 550 (E.D. Pa. 1975).

53) *United States v. Brandt*, 8 F.R.D. 163 (D. Mont. 1948).

54) Wright=Miller=Marcus, *supra* note 7, at 552.

55) Wright=Miller=Marcus, *supra* note 7, at 552.

適切である⁵⁶⁾。自白は係属中の訴訟のみで使用でき、他の訴訟では使用できない、という連邦民事訴訟規則36条 (b) 条の規定は、一般的な文言であり、回答の不履行による自白の擬制と同じように、特定の部分における自白にも適用される⁵⁷⁾。

5. 否 認

当事者は、自白するよう求められている事項を否認することができる⁵⁸⁾。

回答側当事者が自白の要求がなされている事項について否認したい場合、その要求されている事項の内容に対して公正に向き合わなければならない⁵⁹⁾。回答を限定し、又は自白の要求がなされている事項の一部のみを否認することが必要な場合は、その要求のうち真実である部分を指定し、残りの部分のみを否認として指定しなければならない⁶⁰⁾。

United States v. American Tel. & Tel. Co., 83 F.R.D. 323 (D. D.C. 1979) では、「否認は、率直で、具体的で、無条件でなければならず⁶¹⁾」、回答が否認として不充分であると考えられる場合、裁判所は要求された内容について自白したものと扱うことができる旨を判示した。

1970年の修正前は、一部の裁判所では、不十分な否認は自動的に自白とみなされるべきと考えられていたが、その年の修正により、現在は、連邦民事訴訟規則36条 (a) (6) に含まれる手続で、自白を要求した当事者が回答の充分性を判断するために申立てすることができるようになった⁶²⁾。すなわち、裁判所は、回答が否認として規則の要件を満たしていないと判断した場合、その事項を自白するか又は修正された回答を送達するよう命じることができ

56) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 552.

57) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 552.

58) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 552.

59) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 553.

60) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 554.

61) *United States v. American Tel. & Tel. Co.*, 83 F.R.D. 323, 333 (D. D.C. 1979).

62) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 555.

る⁶³⁾。

6. 自白又は否認ができない旨の回答

当事者は、自白を要求されている事項が真実であるかどうか分からない場合、正直に認めることも否認することもできない旨の回答ができ、その場合、理由を詳細に説明する必要がある⁶⁴⁾。その一例として、*Dallis v. Aetna Life Ins. Co.*, 100 F.R.D. 765 (N.D. Ga. 1984) では、自白の要求がなされた事項に関して、必要なファイルを持っていなかった、あるいは必要なファイルにアクセスできず、文書の真正性を検証できなかったため、認めることも否認することもできないとした回答について、理由の正当性を認めている。

また、自白の要求に応じることができないことの正当性として、情報の不足を理由とする場合、回答側当事者は情報を確保するための合理的な努力をしなければならず、通常、その調査は、回答側当事者が管理できる範囲の人物や文書への調査に限定されている⁶⁵⁾。

その一方で、理由を伴わずに、認めることも否認することもできないという陳述を行った場合、裁判所はそれを不十分な回答と判断し、要求された事項について自白をしたものとみなすか、更なる回答を命じることができる⁶⁶⁾。

1970年の修正以前、裁判所においては、当事者は回答した時点で有していた知識に基づいて回答すればよいものと考えられていた⁶⁷⁾が、より一般的

63) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 555.

64) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 552, 556-557.

65) *Napolitano v. Synthes USA, LLC*, 297 F.R.D. 194, 198 (D. Conn. 2014).

66) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 557.

67) 例えば、*Jackson Buff Corp. v. Marcelle*, 20 F.R.D. 139 (E.D. N.Y. 1957), *United States v. Lewis*, 10 F.R.D. 56 (D. N.J. 1950), *Wilson v. Gas Serv. Co.*, 9 F.R.D. 101 (W.D. Mo. 1949), *Hopsdal v. Loewenstein*, 7 F.R.D. 263 (N.D. Ill. 1945), *Booth Fisheries Corp. V. General Foods Corp.*, 27 F.Supp. 268 (D. Del. 1939) *Sladek v. General Motors Corp.*, 16 F.R.D. 104, 105 (S.D. Iowa 1954) などの判例がある。

な見解は、情報を得る手段がその権限の範囲内にある場合、個人的な知識がなくても、当事者は認めるか否認する必要があるというものだった⁶⁸⁾。これらの多数派の見解を支持し、1970年の修正で、連邦民事訴訟規則にその旨が明記されることとなった。

その機能については、1970年の修正に関する諮問委員会の注釈で以下の通り説明されている。

「修正後の規則は、その取り消しによってトライアルの準備が容易になり、かつトライアルの手続が容易になる場合には、ディスカバリーの規則の基本原則に沿って、当事者に合理的な負担を課することができるとする多数派の見解を採用している。この見解に対しては、一方が他方の事柄を『立証する』負担を負うべきではないと主張されてきた。修正後の規則では、回答側当事者が合理的な調査を行い、容易に入手できるような知識と情報を確保することのみを要求している。ほとんどの場合、その調査は、自身の事件を解決するためにも、反証の準備をするためにも必要となってくる。そうでない場合であっても、情報は『容易に入手可能』なほど身近である場合がある。連邦民事訴訟規則36条では、当事者がこれらの措置を講じたことを表明することのみを求めている。回答する前に情報を提供しなかった当事者に対しての制裁は、連邦民事訴訟規則37条 (c) に規定されているように、審理後の費用の裁定にある⁶⁹⁾。」

以上の合理的な負担に関して、自白の要求に回答する当事者が、文書の正確さ (accuracy) および真正性 (genuineness) について調査を請け負わな

68) Wright=Miller=Marcus, supra note 17, at 558.

主なものとして、Richard H. Field=Vincent Lee McKusick=L. Kinvin Wroth, *Maine Civil Practice*, 2d ed., 534 (1970), Finman, supra note 4, at 404-409, Note, *Proposed 1967 Amendments to the Federal Discovery Rules*, 68 Col.L.Rev. 271, 286 (1968), Comment, *The Dilemma of Rule 36*, 56 Nw.U.L.Rev. 679, 683-684 (1961), Comment, *Development in the Law-Discovery*, 74 Harv.L.Rev. 940, 970 (1961) 等がある。

69) See Advisory committee note, 48 F.R.D. at 533.

ければならないとされる範囲について争われた判例がある。

[1] *Bouchard v. United States*⁷⁰⁾

【事件の概要】

本判例は、原告の病院、薬局、裁判所および警察の記録が、適切に被告の連邦民事訴訟規則36条の自白の要求の対象であるということ、そして、当該記録が純正 (genuine)、真正 (authentic)、そして完全であるかどうかについて、原告が「合理的な調査」を行う義務を負っているかどうか争われた判例である。

2003年1月19日、原告 X (Richard Bouchard) は、メイン州カリブーのルート1を北上していたとき、勤務中の米国防境警備隊である Dennis Harmon の車両に追突された。X は人身傷害を負い、損害賠償を求めて米国に対して訴訟を起こしたが、米国はその責任を認め、唯一残っている問題としてその損害の範囲があった。

2007年2月9日、米国は、各文書の真正性を認めてもらい、様々な文書に対する伝聞の異議 (hearsay objections) を解決するために、X の治療記録や薬局の処方箋等の特定の事実を認めたとみなすように申立てをした。

当該申立ては、ディスカバリー期間中の2006年9月19日に提出された連邦民事訴訟規則36条の自白の要求に従い、当該記録が「真実かつ正しい」写しであり、伝聞に対して一般的に禁じている特定の連邦証拠規則803条の基準を満たしていることを、X に認めるよう要求するものであった。

それに対し、X は、「原告が知っている情報は、原告が認めたり否定したりするには不十分である」と述べ、自白の要求に異議を唱えた。

【判決の要旨】

裁判所は、回答者が要求の主たる事項について合理的な調査を行うことを、連邦民事訴訟規則36条が要求している点に触れ、合理的な調査を請け負う義

70) *Bouchard v. United States*, 241 F.R.D. 72 (D. Me. 2007).

務は、「回答者の相対的な管理下にある人や文書から、容易に入手できる情報を、確保するための合理的な調査や合理的な努力⁷¹⁾」させることを、回答者に要求すると述べた。

また、回答者は、「もしそういった能力が『合理的に彼の力の範囲内である場合』、真実を確認する⁷²⁾」必要があり、規則36条の要求の対象となる文書の正確さが、「過度の困難を課すことなく、信頼できる情報源から⁷³⁾」決められる場合、回答者は回答する義務があると述べた。

加えて、裁判所は、被告である米国からの自白の要求の対象となっている文書についても個別に述べ、医療記録と薬局の記録⁷⁴⁾、回答者の犯罪歴および回答者に関連する公的な記録⁷⁵⁾が、回答者であるXの相対的な管理の範囲内にあると判示した。

そして、Xは、これらの記録に記された出来事について、個人的な知識を持っているか、又はその正確さ、真正性、完全性について、確証を得るための法的な権限を持っており、「その能力は『合理的に彼の力の範囲内にあるので』⁷⁶⁾」、Xは、「真実を確かめる」必要があると判示した。

最終的に、裁判所は、特定の事実が自白されたものとみなすための米国の申立てを認めた。

これまで見てきたように、1970年に連邦民事訴訟規則36条(a)が修正されたことによって、当事者は、合理的な調査を行ったこと及び既知の情報や容易に入手可能な情報が自白又は否認するには不十分であることを述べず

71) 裁判所の引用として、*Henry v. Champlain Enters.*, 212 F.R.D. 73, 78 (N.D.N.Y.2003).

72) 裁判所の引用として、*Johnson Int'l Co. v. Jackson Nat'l Life Ins. Co.*, 812 F.Supp. 966, 987 (D.Neb.1993) (quoting WRIGHT ET AL, § 2261), vacated and remanded on other grounds, 19 F.3d 431 (8th Cir.1994).

73) 裁判所の引用として、*E.H. Tate Co. v. Jiffy Enters.*, 16 F.R.D. 571, 574 (E.D.Pa.1954).

74) *Dobos v. Ingersoll*, 9 P.3d 1020, 1028 (Alaska 2000).

75) *Hulsey v. State*, 929 F.2d 168 (5th Cir.1991) (仮釈放の条件違反で逮捕されたことを認めるという規則36条の要求に、当事者が対応しなかったことが、自白を構成したと結論付けた判例)。

76) 裁判所の引用として、*Johnson Int'l Co.*, 812 F.Supp. at 987.

に、情報や知識の欠如を自白又は否認できない理由として述べてはならないことが明記された⁷⁷⁾。ただ、この修正では、自白の要求がなされている事項について真実であるか虚偽であるかを確認する手段が合理的に回答側当事者の権限の及ぶ範囲内に無かった場合、回答側当事者に追加の義務を課すものではない⁷⁸⁾。

7. 異議

当事者は、自白の要求に対し、異議を申し立てることができる⁷⁹⁾。

これに関しては、第三節で詳述する。

ここまで自白の要求が送達された当事者のとることができる回答方法について述べてきたが、今日において、自白の要求に対する適切な対抗手段は、保護命令のための申立てと異議のみとなっている⁸⁰⁾。

自白の要求への回答は書面で行わなければならない、当事者又はその代理人はその書面に署名する必要がある⁸¹⁾。また、回答の写しは、自白の要求を行った当事者に送達しなければならない⁸²⁾。さらに、連邦民事訴訟規則5条(a)に基づき、回答の写しは、裁判所による命令がない限り、原則として訴訟の他の全ての当事者にも送達する必要がある。

77) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 558.

78) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 560.

このことについて、修正前の判例で、「当事者は、要求を送達する当事者の知識の範囲内にある事実の真実を認めるよう要求されるべきではない。認めるよう求められている事実が真実であるか虚偽であるかの確認は、原告の権限の範囲内ではない。」と示したものがある。*J.R.Prewitt & Sons, Inc. v. R.C. Willimon*, 20 F.R.D. 149, 151 (W.D. Mo. 1957).

79) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 552.

80) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 561.

例えば、*J.R.Prewitt & Sons, Inc. v. R.C. Willimon*, 20 F.R.D. 149, 150 (W.D. Mo. 1957) においては、「1946年の規則36条(a)(2)の修正以来、自白の要求は、ストライキ、取消し、修正や制限、却下や抑止の申立ての対象ではないと一貫して判断されてきた。これらの申立てはいつでも、現在、要求を攻撃する目的では受理されていない」と判示されている。

81) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 552.

82) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 552, 553.

自白の要求に対する回答は一つの文書とし、様々な要求を順番に列記し、それぞれの要求に対して適切な形で、自白、否認、異議、又は、自白又は否認をすることができないことを表明する必要がある⁸³⁾。

質問書 (interrogatories) には、1993年の修正によって設けられた数的制限が存在している⁸⁴⁾。しかし、後々当事者が自白の要求と同じ内容を扱う質問書を提出した場合であっても、その事実は自白の要求の放棄とはみなされることはない⁸⁵⁾。

連邦民事訴訟規則36条は証拠の事項にのみに関係しているので、自白の要求も、それに対する回答も、プリーディングとして適切にみなされない場合がある⁸⁶⁾。しかし、自白の要求に起因する自白は、自白を行った当事者の相手方当事者によって、あたかもそれがプリーディングに記載されているかのように利用される場合がある⁸⁷⁾。自白の要求の対象となった事項に関して、否認に失敗したことによる自白を主張する当事者は、規則に準拠した適切な自白の要求の送達があったこと及び自白の要求への回答に不履行があったことを証明する必要がある⁸⁸⁾。このことに関する一例として、自白の要求を行った原告が、被告の回答に不履行があったことについて証明しておらず、記録にも何も示されていなかったことから、「規則は自力執行的ではなく、その規定を利用する場合、結果を引き起こすために必要な全ての事実を何らかの方法で証明する必要がある」ので、「原告は、本裁判所において、自白の要求に対する回答の失敗に頼る立場にない」と判示した判例がある⁸⁹⁾。

83) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 553.

84) 連邦民事訴訟規則33条 (a) を参照。

85) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 553.

86) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 568.

Sieb's Hatcheries, Inc. v. Lindley, 13 F.R.D. 113 (W.D. Ark. 1952), *Van Horne v. Hines*, 31 F.Supp. 346 (D. D.C. 1940) の諸判例を参照。

87) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 568.

88) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 568.

89) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 569.

Gilbert v. General Motors Corp., 133 F.2d 997, 1003 (2d Cir. 1943), certiorari denied 63 S.Ct.

自白の要求の手続を利用することにより得られた自白は、重要な事実に関して真正な問題がないことを示すことから、連邦民事訴訟規則56条に基づく略式判決の申立てができる場合がある。例えば、*United States v. 2204 Barbara Lane*, 960 F.2d 126 (11th Cir. 1992) では、民事没収訴訟において、権利主張者が自白の要求に対して回答をしなかったため、回答されなかった事項について終局的に立証がなされたものと判断され、当該権利主張者に対して、適切に略式判決が下された⁹⁰⁾。

しかし、自白の供述が不明確である場合はこれに当てはまらない。その一例として、*Woods v. Robb*, 171 F.2d 539 (5th Cir. 1948) では、過剰に徴収されたとされる賃料の返還、損害賠償、差止を求めて提起された訴訟において、自白の要求によって、月額25ドルの遡及効果のある賃料の代わりに月額35ドルの賃料が徴収されたことを示す家主の自白があったが、その対象期間が「1944年11月8日から1946年3月20日まで」とされており、過剰に徴収された金額が明確に記載されていなかったため、略式判決又は終局的な判決を下すには不十分であると判断された。

自白が適切になされた場合には、当事者は不注意による自白を撤回することによって略式判決を回避することができる⁹¹⁾。

連邦民事訴訟規則36条に基づいて得られた自白は、訴訟の事実審理で証拠として提出することができるが、その証拠能力が異議によって争われることがある⁹²⁾。

当事者は、事実審理で自分自身の行った自白を利用することはできない⁹³⁾。自白の要求に適時に回答しなかった結果自白したものとみなされた場合、その自白は回答しなかった当事者のみを拘束し、共同当事者には拘束力

1031, 319 U.S. 743, 87 L.Ed. 1700.

90) *United States v. Kasuboski*, 834 F.2d 1345, (7th Cir. 1987) でも、同様に、被告が原告からの自白の要求に回答しなかったため、原告の略式判決の申立ては有効であると判断された。

91) Wright=Miller=Marcus, *supra* note 7, at 569, 570.

92) Wright=Miller=Marcus, *supra* note 7, at 571.

93) Wright=Miller=Marcus, *supra* note 7, at 571.

をもたない⁹⁴⁾。

1970年に修正されるまで、連邦民事訴訟規則には当事者が行った自白によって当事者がどの程度拘束されるかについて何も規定されていなかったので、非常に多くの判例において、様々な状況で、自白の拘束力は宣誓証言に相当すると判示されていた⁹⁵⁾。ただ、相手方に有利な当事者自身の証言によって、当事者が終局的な判決を受けることがあるように、相手方に有利な当事者自身の自白によって、終局的な判決を受けるのはよくないとする見解もある⁹⁶⁾。これを類推するように、前述した *Ark-Tenn Distributing Corp. v. Breidt* の判決や、他にも *Hartley & Parker, Inc. v. Florida Beverage Corp.*⁹⁷⁾ の判決などでは、連邦民事訴訟規則36条に基づいて得られた自白は、その自白に反する矛盾した証拠がある場合、その証拠に優先しないと判断された。

その一方で、「事実審理での争いを認める規則は、自白の要求の手続を役に立たない付属品に変えてしまうだろう⁹⁸⁾」として、当事者が一度自白したものを事実審理で自由に否認することができるとすると、証拠を制限するという連邦民事訴訟規則36条の有益な機能が損なわれてしまうと考える見解もみられる⁹⁹⁾。*McSparan v. Hanigan*, 225 F.Supp. 628 (E.D. Pa. 1963), affirmed, 356 F.2d 983 (3d Cir. 1966) では、「連邦民事訴訟規則36条は、事実

94) *Becerra v. Asher*, 921 F. Supp. 1538 (S.D. Tex. 1996), aff'd, 105 F.3d 1042 (5th Cir. 1997), cert. denied, 522 U.S. 824, 118 S. Ct. 82, 139 L. Ed. 2d 40 (1997).

95) Wright=Miller=Marcus, supra note 17, at 572.

Williams v. Howard Johnson's Inc. of Washington, 323 F.2d 102, 105 n. 9 (4th Cir. 1963), *Ark-Tenn Distributing Corp. v. Breidt*, 209 F.2d 359, 360 (3d Cir. 1954), *Dorsey v. R.F.C.*, 197 F.2d 468, 472 (7th Cir. 1952), *United States v. Lemons*, 125 F. Supp. 686, 688 (W.D. Ark. 1954), *Sieb's Hatcheries, Inc. v. Lindley*, 13 F.R.D. 113, 119 (W.D. Ark. 1952), *Dulansky v. Iowa-Illinois Gas & Elec. Co.*, 92 F.Supp. 118, 123 (S.D. Iowa. 1950), *Beasley v. United States*, 81 F.Supp. 518, 528 (E.D. S.C. 1948) の諸判例を参照。

96) Wright=Miller=Marcus, supra note 17, at 572.

97) *Hartley & Parker, Inc. v. Florida Beverage Corp.*, 348 F.2d 161, 162-164 (5th Cir. 1965) の判例を参照。

98) Finman, supra note 4, at 421.

99) Wright=Miller=Marcus, supra note 17, at 573.

審理における争いの領域を縮小するための手段の一つとして有益な目的を果たしている。もし自白した当事者を終局的に拘束しない場合、連邦民事訴訟規則36条に基づく関連事項についての自白の要求は、連邦民事訴訟規則33条に基づく質問書よりも有益ではなくなるだろう¹⁰⁰⁾」と判示されている。

当事者が事実審理において自らの証言に拘束されないとする理由としては、尋問のストレスの中でなされた素人の供述を決定的なものとみなすべきではないからということが挙げられる¹⁰¹⁾。しかし、争点となっている事実を絞り込み、明確化するという目的のために、弁護士が意図的に作成した裁判上の自白は、伝統的に決定的なものであるとみなされており¹⁰²⁾、連邦民事訴訟規則36条に基づく自白もこのカテゴリーに分類されている¹⁰³⁾。*McSparran v. Hanigan*, 225 F.Supp. 628 (per Freedman, J.) (E.D. Pa. 1963), affirmed, 356 F.2d 983 (3d Cir. 1966) では、このことについて、以下のよう

「規則36条に基づく要求に対する回答は、事実審理での口頭証拠 (oral evidence)、審理前の証言録取、あるいは質問書に対する書面による回答で行われる証人による事実の陳述とは異なる。それどころか、安易な否認に対する制裁の下で行われる、自白の要求によって指摘された関連する事実の真実又は虚偽を主張する要求に対して研究された回答である。……自白の要求は、当事者の宣誓の下で回答されるとはいえ、通常は、その意義を専門的に充分理解している弁護士の指示及び監督の下で行われる。したがって、ある点で宣誓証言と類似しているからといって、その効果が決定的な自白から単なる証拠としての自白へと低下すること

100) *McSparran v. Hanigan*, 225 F.Supp. 628, 636-637 (E.D. Pa. 1963), affirmed, 356 F.2d 983 (3d Cir. 1966).

101) Wright=Miller=Marcus, *supra* note 7, at 573.

102) 例えば、*Tennessee Dept. of Human Services v. Barbee*, 714 S.W.2d 263, 266 (Tenn. 1986) においては、自白の要求によって自白されたものは、「裁判で使用するために弁護士が作成したプリーディングでの自白又は約定 (stipulation) と同等のものである」と判示された。

103) Wright=Miller=Marcus, *supra* note 7, at 573.

はないはずである¹⁰⁴⁾。』

これらの理由により、1970年に規則が修正される以前から、連邦民事訴訟規則36条に基づいて得られた自白はそれを行った当事者を拘束すべきであるという命題が強く支持されていたが¹⁰⁵⁾、1970年の修正によって、連邦民事訴訟規則36条 (b) に、自白の拘束力について規定されることとなった¹⁰⁶⁾。

連邦民事訴訟規則36条 (b) の1970年修正に関する諮問委員会の注釈において、「新しい条項は、自白が撤回又は修正されない限り、係属中の訴訟のみを目的として、自白に決定的な拘束力を与えるものである。形式及び内容において、連邦民事訴訟規則36条の自白は、当事者の証拠としての自白としてではなく、むしろプリーディング又は事実審理で使用するために代理人によって作成された約定 (stipulation) における自白に匹敵するものである。……自白を確保した当事者が拘束力に頼ることができない限り、自白を確保した事項そのものを証明するための準備にかかる費用を安全に回避することができず、規則の目的は達成されないことになる」と述べられているように、連邦民事訴訟規則36条に基づいて自白された事項は、裁判所が申立てにより認められた事項の撤回又は修正を許可しない限り、最終的に確定されると規定された¹⁰⁷⁾。

自白は、原則として、それを行った当事者を拘束するべきものであるが、状況が変わったために自白が真実でなくなった場合や、当事者が誤って不適切な自白を行った場合のように、必ずしも当事者を拘束すべきでない例外的

104) *McSparran v. Hanigan*, 225 F.Supp. 628, 637 (per Freedman, J.) (E.D. Pa. 1963), affirmed, 356 F.2d 983 (3d Cir. 1966) を参照。

105) *McSparran v. Hanigan*, 225 F.Supp. 628, 636-637 (E.D. Pa. 1963), affirmed, 356 F.2d 983 (3d Cir. 1966) の判例を参照。Finman, *supra* note 4, at 418-422, Note, *Proposed 1967 Amendments to the Federal Discovery Rules*, 68 Col.L.Rev. 271, 299-300 (1968), Comment, *The Dilemma to Federal Rule 36*, 56 Nw.U.L.Rev. 679, 682-683 (1961), Comment, *Developments in the Law-Discovery*, 74 Harv.L.Rev. 940, 969-970 (1961) の諸文献を参照。

106) Wright=Miller=Marcus, *supra* note 7, at 574.

107) Wright=Miller=Marcus, *supra* note 7, at 574.

なケースが考えられる。このような状況においては、1970年以前は、相手方が不利益を被らない限り、当事者はその回答を修正することが認められると判断されていた¹⁰⁸⁾。

このことに関して、*Nicholson v. Bailey*, 182 F.Supp. 509 (S.D. Fla. 1960) では、自白の要求を行った被告が、原告が自白を撤回した場合に被る損害について何も示さなかった場合、原告は、自白の理由とその後の否認について説明する機会が与えられない限り、自白の真実を否認することを禁じられないとされた。

また、*United States v. Wimbley*, 125 F.Supp. 691 (W.D. Ark. 1954) では、自白の要求を受けた被告が、審理期日の一ヶ月以上前に、病床に臥しながら、電話での会話をもとに、自白の要求に対する回答の原本を作成し、それを検討する十分な機会もなく署名をしたとき、かつ原告に不利益が生じない場合に、被告の自白の修正の申立てが認められた。

これら自白の要求に対する回答の修正に関する解釈については、1970年の修正によって、連邦民事訴訟規則36条 (b) に次のように記載された。

「連邦民事訴訟規則16条 (e) に従い、裁判所は、訴訟の本案の審理を促進する場合、かつ、本案に関する訴訟の続行又は防御をする際に、自白の要求側当事者を害すると裁判所が説得されない場合、その撤回又は修正を許すことができる。」

連邦民事訴訟規則36条に基づいて行われた自白が、その自白の要求を行った当事者をどの程度拘束するかについてであるが、このことに関しては、自白を要求した当事者を拘束しない取扱いになっている¹⁰⁹⁾。すなわち、証拠として答弁書を提出しようと思っても、自白の要求に対する自白の回答に拘束されず、回答した事実と矛盾する証拠を提出できるということであ

108) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 575, 576.

109) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 580.

る¹¹⁰⁾。

例えば、*Champlin v. Oklahoma Furniture Mfg. Co.*, 324 F.2d 74 (10th Cir. 1963) においては、訴訟当事者による自白の要求があったとしても、それにより、その要求への回答に含まれる事実の真実や存在について、訴訟当事者を拘束するものではないことが判示されており¹¹¹⁾、*Brook Village North Assoc. v. General Elec. Co.*, 686 F.2d 66 (1st Cir. 1982) においては、事実審裁判所は、自白の要求を行った当事者に対し、自白の要求によって得られた回答に頼るか、自白の回答に関連する証拠を提出するか、という選択を強制することはできず、裁判所で行われた損害額の証言が自白によって確立された金額よりも高いことを示している場合、「自白された金額は、損害賠償額の最低額を設定したものとみなされるべきである¹¹²⁾」と判示された。

また、連邦民事訴訟規則36条に基づいて行われた自白は、共同訴訟人 (coparty) を拘束するものではない¹¹³⁾。その一例として、*Alipour v. State Auto. Mut. Ins. Co.*, 131 F.R.D. 213 (N.D. Ga. 1990) では、原告の自白した内容は第三者である原告 (third-party plaintiff) を拘束しないことが判示された¹¹⁴⁾。また、*United States v. Wheeler*, 161 F. Supp. 193 (W.D. Ark. 1958) では、原告が、被告の一人に対して連邦民事訴訟規則36条に基づく自白の要求を行い、当該被告に対する略式判決を受ける権利が認められたが、自白の要求の対象とならなかった別の被告に対する略式判決を受ける権利までは認められなかった¹¹⁵⁾。

連邦民事訴訟規則36条に基づいて取得された自白は、それが明示的な自白であっても、回答しなかったことによってみなされた自白であっても、現在係属している訴訟のみを目的としてなされた自白であるので、その自白は、

110) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 580.

111) *Champlin v. Oklahoma Furniture Mfg. Co.*, 324 F.2d 74, 76 (10th Cir. 1963) を参照。

112) *Brook Village North Assoc. v. General Elec. Co.*, 686 F.2d 66, 75 (1st Cir. 1982) を参照。

113) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 580.

114) *Alipour v. State Auto. Mut. Ins. Co.*, 131 F.R.D. 213, 215 (N.D. Ga. 1990) を参照。

115) *United States v. Wheeler*, 161 F. Supp. 193, 198 (W.D. Ark. 1958) を参照。

他の目的のために使用することも、同じ当事者に対して別の手続のために使用することもできない¹¹⁶⁾。その一例として、*Matter of Cassidy*, 892 F.2d 637 (7th Cir. 1990), certiorari denied 111 S.Ct. 48, 498 U.S. 812, 112 L.Ed.2d 24では、租税裁判所規則 (Tax Court Rules) 90条又は連邦民事訴訟規則36条に基づき自白したものとみなされたとしても、その自白とみなされたことのみに基づく判決は、後の手続における事実上の問題の再審理を禁ずるために用いることはできないと判示された¹¹⁷⁾。

第三節 自白の要求に対する異議について

自白の要求が不適切だと主張したい当事者は、異議の申立てをしなければならない。自白の要求に対する異議の申立ては、自白の要求に答えるために認められた期間内に、書面で行わなければならない¹¹⁸⁾、その異議の理由を述べなければならない¹¹⁹⁾。連邦民事訴訟規則36条に直接明記されていないが、適時に自白の要求に対する異議が申し立てられなかった場合、その要求に対して異議を申し立てることができなくなると解されている¹²⁰⁾。自白の要求がなされている一部の事項についてのみ回答し、他の要求には異議を申し立てる場合、回答と異議は同一の書面にまとめなければならない¹²¹⁾。

連邦民事訴訟規則の起草当時、連邦民事訴訟規則36条には、不適切と思われる自白の要求に異議を申し立てる方法が規定されておらず、そのような要求に異議を申し立てることができるか、もしできるならどのようにしてできるのかについて、多くの意見の対立があった¹²²⁾。そのような状況を改善するため、1948年に連邦民事訴訟規則36条が修正され、自白の要求に対して異

116) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 581, Finman, supra note 4, at 384.

117) *Matter of Cassidy*, 892 F.2d 637, 640 n.1, (7th Cir. 1990), certiorari denied 111 S.Ct. 48, 498 U.S. 812, 112 L.Ed.2d 24を参照。

118) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 561.

119) 連邦民事訴訟規則36条 (a) (5) を参照。

120) *Wagner v. St. Paul Fire & Marine Ins. Co.*, 238 F.R.D. 418, 423 (N.D. W. Va. 2006) を参照。

121) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 561.

122) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 561.

議を申し立てられることが明記されることとなった。当該1948年の修正によって、自白を要求されている事項が特権的な事項又は無関係な事項である場合、若しくはその要求の全部又は一部が不適切である場合に異議を申し立てることができる旨が明記されたが、この異議を申し立てることのできる根拠の記載は、必要でも有用でもないものとして、1970年の修正で削除された¹²³⁾。

1970年以前に一部の裁判所で認められていた異議申立ての根拠の中には、1970年の規則の修正の結果、利用できなくなったものもある¹²⁴⁾。例えば、現行法でも明記されている通り、当事者は、自白の要求が審理のための真正な問題を提示する議論の余地のある事項に関わるという理由で異議を申し立てることができない¹²⁵⁾。また、情報が合理的な調査で入手可能な限り、それに関して個人的な知識を欠いていることを理由に異議を申し立てることはできない¹²⁶⁾。さらに、自白の要求が事実の意見や事実への法律の適用に関するものであることを理由に異議を申し立てることもできない¹²⁷⁾。

自白の要求の内容が連邦民事訴訟規則26条 (b) で広く定義されているディスカバリーの範囲を超えている場合、異議が認められ得る¹²⁸⁾。例えば、秘匿特権 (Privilege) に関する情報は、ディスカバリーの範囲を超えているので、異議が認められ得る。また、自己負罪に対する特権 (self-incrimination privilege) に基づく異議の申立ては可能である¹²⁹⁾。自白の要求の形式に重大な欠陥があるため、その回答を要求できない場合にも、異議が成立する可能性がある¹³⁰⁾。

123) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 561.

124) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 562.

125) 連邦民事訴訟規則36条 (a) (5) を参照。

126) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 562.

127) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 562.

128) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 562.

129) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 562, 563.

130) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 563.

第四節 返答の充分性について

自白の要求をする当事者は、なされた回答又は異議が充分であるかどうかを判断するよう裁判所に申し立てることができる¹³¹⁾。

連邦民事訴訟規則36条は、起草の当初、裁判外 (extrajudicially) で機能し、当事者が適切だと思ったように自白又は否認することが想定されており、その事項が真実であると審理で証明された場合、費用の査定が、不当な否認に対する唯一の利用可能な制裁となると考えられていた¹³²⁾。その一例として、*Modern Food Process Co. v. Chester Packing & Provision Co.*, 30 F.Supp. 520 (E.D. Pa. 1939) においては、当時の連邦民事訴訟規則に、自白の要求に応じるよう強制するための手続がないことなどを理由として、連邦民事訴訟規則36条が、不適切な自白の要求からの救済の申請で裁判所に負担をかけないように、裁判外で運用されるべきであるとの見解が支持された¹³³⁾。そして、この仕組みは、1948年に異議の申立てに関する規定が追加された際に修正されたが¹³⁴⁾、この修正により、異議を申し立てたい当事者は、毎回異議のヒアリングのための通知を行わなければならないようになり、それは裁判所の負担となった¹³⁵⁾。そして、このヒアリングは、1970年の連邦民事訴訟規則36条の改正によって削除され、現在ではヒアリングの通知はもはや必要ではなく、異議の申立て自体が裁判所でのヒアリングに繋がることはなくなった¹³⁶⁾。

裁判所は、異議が正当であると判断しない限り、回答を送達するように命じなければならない¹³⁷⁾。自白の要求に異議を申し立てた当事者は、裁判所

131) 連邦民事訴訟規則36条 (a) (6) を参照。

132) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 564.

133) *Modern Food Process Co. v. Chester Packing & Provision Co.*, 30 F.Supp. 520 (E.D. Pa. 1939) を参照。

134) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 564.

135) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 564.

136) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 565.

137) 連邦民事訴訟規則36条 (a) (6) を参照。

によって異議が認められるまで回答する必要はないが¹³⁸⁾、異議の申立てに正当な理由があることを裁判所に説得する責任は、異議を申し立てた当事者にある¹³⁹⁾。

自白の要求に対する回答や異議申立ての充分性を判断するための申立てが行われた場合、裁判所は、直ちにその事項に対処する必要はなく、プレトリアル・カンファレンス又は審理前の指定された期間にその要求に対する最終処分を行うよう決定することができる¹⁴⁰⁾。この延期を許可することは、要求が事実に対する法律の適用を含む場合に特に役立つと考えられているが、そのような状況であっても、裁判所は自動的に決定を延期すべきではないと考えられている¹⁴¹⁾。自白の要求に対する回答又は異議の充分性を判断するための申立てに対する裁判所の決定は、暫定的な命令であり、通常の場合、控訴することはできない¹⁴²⁾。

第五節 自白の要求の制裁的効果について

自白の要求に関する制裁は、大きく分けて二種類ある。一つは、自白の要求に対する回答の不履行があった場合、要求されている事項について自白があったものとみなされることである。そして、もう一つは、要求された事項について正当な理由なく自白を拒否した場合、その事項を証明するために発生した費用を支払わなければならないというものである¹⁴³⁾。

138) *United States v. Taylor*, 100 F.Supp. 1016 (W.D. La. 1951) を参照。

139) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 565.

140) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 567.

141) 連邦民事訴訟規則36条 (a) の1970年修正に関する諮問委員会注釈の一部によると:「事実への法適用を含む自白の要求は、他のディスカバリーの大部分又は全てが完了した後に、裁判官の面前で最もよく解決される当事者間の紛争を生じさせる可能性がある。したがって、プレトリアル・カンファレンスが開催されるまで、又はトライアルの前に指定されたときまで、判決を延期する権限が裁判所に明示的に与えられる。一方、裁判所は、自動的に判決を延期すべきではない。多くの場合、自白の重要性は、プレトリアル・カンファレンスの前に自白を要求する当事者が煩雑な証明の蓄積を回避できるようにするためにある。」48 F.R.D. at 532.

142) Wright=Miller=Marcus, supra note 7, at 568.

143) 連邦民事訴訟規則37条 (c) を参照。

その一例として、*Marchand v. Mercy Medical Center*, 22 F 3d 933 (9th Cir. 1994) では、被

連邦民事訴訟規則37条 (a) によって規定されているディスカバリーを強制する申立ては、自白の要求に応じなかった場合には適用されない¹⁴⁴⁾。ただし、自白の要求に異議がある場合、又は要求した当事者が要求への回答が不十分であると考えている場合、回答または異議の充分性を判断するために、規則36 (a) に基づいて申し立てることができる¹⁴⁵⁾。その申立てで敗訴した当事者は、通常、妥当な弁護士費用を含め、申立てによって発生した費用を相手方に支払う必要がある¹⁴⁶⁾。当事者がこの種の申立てに関する命令に従わず、修正された回答を送達するよう指示した場合、連邦民事訴訟規則37条 (b) (2) の制裁が利用可能である¹⁴⁷⁾。

小 括

ここまで述べてきた通り、自白の要求の効果は、連邦民事訴訟規則36条 (b) に規定されている。それをまとめると、以下の通りである。

自白の要求の効果は、1970年の修正により連邦民事訴訟規則に明文化されるまでは、裁判所の判断に一任されている状態であった。その当時、自白の矛盾可能性と真実解明という実質的な正義との対立から、訴訟当事者が自らの行った自白と矛盾する証拠を法廷に持ち込むことの可否について議論があった。この議論は、「訴訟の本案審理を促進する場合で、かつ、本案に関する訴訟の続行又は防御をする際に、自白の要求側当事者を害すると裁判所が説得されない場合」という厳格な条件が条文に設けられたことによって解決を見た。つまり、このような場合にのみ、訴訟当事者が自らの行った自白と矛盾する証拠が認められたのである。

現行規則においては、自白は、申立てに基づき、裁判所がその自白の撤回

告が正当な理由なく要求がなされた多くの事項を自白しなかったため、裁判所は、その裁量内で費用及び経費の支払を命じた。

144) Wright=Miller=Marcus, *supra* note 7, at 581.

145) 連邦民事訴訟規則36条 (a) (6) を参照。

146) 連邦民事訴訟規則37条 (a) (4) を参照。

147) Wright=Miller=Marcus, *supra* note 7, at 582.

又は修正を許可しない限り終局的に確定したものとされる一方で、一定の場合にその撤回又は修正が認められることとなっている。そして、特定の事項について争いが無いことが自白された場合、訴訟当事者は、この自白の要求によってなされた自白に基づいて、略式判決 (summary judgment) を求めることができる。

自白の要求に対する回答方法は、1. 全く何もしない、2. 回答期間の延長の申立て、3. 保護命令の申立て、4. 特定の部分の自白、5. 否認、6. 自白又は否認ができない旨の回答、7. 異議があり、その効果についてそれぞれ詳述してきた。これらの回答をする場合は書面で行わなければならない、当事者又はその代理人は署名をしなければならない。かつては、以上に加えて宣誓をすることまで求められていたが、1970年の修正以降は不要となっている。さらに、連邦民事訴訟規則5条(a)に基づいて、回答の写しは、裁判所が命じていない限り、原則として訴訟の他の全ての当事者にも送達しなければならない、自白の要求に対する回答は、自白が要求されている各々の事項に対して、自白、否認、異議、又は必要に応じて、その事項について認めることも否認することもできない、等の文言が順番にリストされている一つの文書でなければならない。

連邦民事訴訟規則36条に基づいて取得された自白は、それが明示的な自白であっても、回答しなかったことによってみなされた自白であっても、現在係属している訴訟のみを目的としているので、その自白は、他のいかなる目的のために使用することも、同じ当事者に対して別の手続のために使用することもできない旨も、自白の要求の効果を規定している連邦民事訴訟規則36条(b)に明文化されている。

続いて、自白の要求に関する制裁は、二種類あることも述べた。その内の一つは、自白の要求に対する回答の不履行があった場合、要求されている事項について自白があったものとみなされること。そして、もう一つは、連邦民事訴訟規則37条(c)に規定されている通り、要求された事項について正当な理由なく自白を拒否した場合、その事項を証明するために発生した費用

を支払わなければならないというものである。また、自白の要求に異議を申し立てられている場合、又は要求した当事者が要求への回答が不十分であると考えている場合、連邦民事訴訟規則36条 (a) (6) に基づき、回答又は異議の充分性を判断してもらうことができる。

おわりに

本稿においては、日本法への示唆を求めて、アメリカの連邦民事訴訟規則に規定されている「自白の要求」という制度について、その意義や要件、効果を分析、検討した。そこから、アメリカの民事訴訟において、「自白の要求」制度が、一定の有益な役割を發揮していることが明らかになった。

ただ、アメリカの民事訴訟手続においては、当事者対抗主義 (Adversary System) が採用されており、争点整理と証拠調べが分離されていることから、陪審裁判が行われる限り、裁判所が事実の解明を担うのではなく、当事者が互いに責任をもって行うものとなっている。そして、その一方で、日本の民事訴訟手続は、ドイツ法を継受していることから、民事訴訟における裁判所の裁判資料 (訴訟資料・証拠資料) の収集に関する基本的な原則として、弁論主義が採用されており¹⁴⁸⁾、資料の収集及び提出が当事者に一任され、裁判所はそれに基づき事実を判断することになっている。すなわち、日米の事実解明の構造は根本的に異なっていることから、自白の要求の制度自体をそのまま単純に導入することは望ましくないと考えられる¹⁴⁹⁾。

しかし、我が国でも、争点を整理するために、自白を要求して争点を明確化し、又は絞り込むことは有意であると考えられる。そこで、そのことを解釈論上可能にする我が国の民事訴訟法上の手続として、当事者照会の制度に

148) 川嶋・前掲注 (1) 424頁。

149) ただ、審理構造そのものの合理性が再検討されているような場合、審理構造の特徴自体を所与のものとして、ディスカバリー導入についての消極的根拠とすることは、十分な説得力を持たないとの意見もある。伊藤眞「開示手続の理念と意義 (上) —民事訴訟法改正への導入をめぐって—」判例タイムズ786号 (1992年) 12頁。

着目し、その制度を用いてアメリカ法上の「自白の要求」に相当する手続の構築を考えたい。

その際に考えられるのは、当事者紹介制度（民事訴訟法163条）の活用である。

当事者照会制度とは、当事者が、訴訟係属中に、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当な期間を定め、相手方に対して書面で回答するように、書面で照会を行うことのできる制度である¹⁵⁰⁾。この制度には、六つの照会除外事由があり¹⁵¹⁾、その内の一つに「意見を求める照会」がある。これは、意見や評価は口頭弁論でなされるべきであり照会にはなじまない点から、除外事由とされている¹⁵²⁾。そこで、当事者紹介制度を用いた自白の要求が認められるかどうかの問題となり得るが、この問題については、すでにある事項について自白するか否かの照会は許されるとの見解が存在する¹⁵³⁾。

解釈論としては、確かに、当事者照会への回答として自白すると述べたとしても、それは口頭弁論又は弁論準備手続における裁判官の面前での陳述ではないから、定義上も裁判外の自白にとどまるとの指摘もあるが¹⁵⁴⁾、しかし、その自白に一種の拘束力を持たせるような制度設計、すなわち、自白するという相手方の回答書面を裁判所に提出することによって弁論に顕出すれば裁

150) 川嶋・前掲注 (1) 496頁。

151) それぞれ、①具体的又は個別的でない照会、②相手方を侮辱し、又は困惑させる照会、③既にした照会と重複する照会、④意見を求める照会、⑤相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会、⑥第196条又は第197条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会（民事訴訟法163条各号）。

152) 酒井博行『民事手続と当事者主導の情報収集』（信山社、2018年）68頁、増田勝久＝田原陸夫「証拠収集方法の拡充」判例タイムズ851号（1994年）16頁、京都シミュレーション新民事訴訟研究会『シミュレーション新民事訴訟〔訂正版〕』（信山社、2002年）74頁、志知俊秀「当事者照会と訴えの提起前における照会」福田剛久ほか編『民事証拠法大系〔第5巻〕』（青林書院、2005年）260頁。

153) 竹下守夫ほか編集代表『研究会新民事訴訟法一立法・解釈・運用一』（有斐閣、1999年）174頁〔伊藤発言〕、伊藤眞『民事訴訟法〔第6版〕』（有斐閣、2018年）286頁注（83）を参照。

154) 高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）〔第2版補訂版〕』（有斐閣、2014年）79頁注（65）を参照。

判上の自白とみなす、というような手続上の方法論は考えてよいように思われる¹⁵⁵⁾。

日本法における自白制度との比較やアメリカ法におけるより詳しい自白の要求制度の実務に関する研究は、今後の課題としたい。

155) さらに、民事訴訟法132条の2には、一定の要件の下で訴え提起前でも当事者照会の制度を利用できる方法として、訴え提起前の照会の制度も存在する。本文で述べた当事者照会の制度を利用する場合と同様に、本稿では、訴え提起前の照会の制度を利用した自白の要求とその回答書の弁論への顕出も、認められるべきであると考えたい。